

第6 発行者の参考情報

1. 発行者の参考情報

当機構では、業務内容、財務状況等について下記のとおり開示しています。

資料の種類	開示方法・場所
財務諸表 (貸借対照表、損益計算書、財産目録)	資料の種類 公表場所・方法 ・官報にて公告 ・本部にて備置 ・インターネット上に掲載
附属明細書	・本部に備置 ・インターネット上に掲載
決算報告書	・本部に備置 ・インターネット上に掲載
監事の意見書 (財務諸表及び決算報告書にかかるもの)	・本部に備置 ・インターネット上に掲載
業務報告書(有償資金協力勘定)・事業報告書(一般勘定) (業務内容、業務実績、組織概要、財務内容等を掲載)	・本部に備置 ・インターネット上に掲載
「JICA PROFILE」	・本部に備置 ・インターネット上に掲載
ホームページ (上記の資料に加え、国際協力機構関連法令、業務内容・実績、財務状況、投資家の皆様への情報、調査レポート等を掲載。)	・インターネット上に開設

本部住所 : 〒102-8012
東京都千代田区二番町 5-25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構中期目標

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条の規定により、独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。

1. 政策体系における法人の位置付け及び役割

世界が直面する開発課題が多様化、複雑化、広範化しており、開発途上地域を含む世界各地のリスクは我が国を含む国際社会全体の平和と安定及び繁栄に直接的な影響を及ぼす状況となっている。また、新興国・開発途上地域を始めとする国際社会との協力関係を深化させ、その活力を取り込むことは我が国自身の持続的な繁栄にとって鍵となっている。

このような国内外の情勢を踏まえ、我が国は、平成 27 年 9 月に国連で採択された持続可能な開発のための 2030 アジェンダや平成 28 年 11 月に発効した気候変動対策の新たな国際的な法的枠組みであるパリ協定に基づき、民間企業、地方自治体、NGO/市民社会組織（CSO）を含む国際社会と連携して、開発課題の解決に向け具体的な行動を取ることが必要である。

開発協力大綱（平成 27 年 2 月 10 日閣議決定）では、開発協力の目的を国際社会の平和と安定及び繁栄の確保により一層積極的に貢献することと定め、その推進を通じて我が国の国益の確保に貢献することとしており、開発協力は外交政策上の最も重要な手段の一つである。

外務省の政策体系においては、地域横断的な政策分野別の目標を掲げる中、横断的な政策分野の目標の 1 つに「経済協力」を位置づけている。機構は、開発途上地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的として設置された開発協力機関であり、我が国の開発協力の実施の中核を占める。機構には、開発協力大綱が示す政策を実現し、国家安全保障戦略、日本再興戦略、質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ等政府の重要政策や、持続可能な開発目標（SDGs）実施指針を踏まえつつ 2030 アジェンダ等の国際公約の達成にも政府、関係機関、民間企業等と連携して貢献していくことが期待される。

2. 中期目標の期間

中期目標の期間は平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項¹

開発途上地域の開発課題が多様化、複雑化、広範化する中、機構は国際社会と協力し、我が国の政策や内外の開発協力のアジェンダを踏まえて開発課題の解決に取り組む。その際、持続可能な開発のための 2030 アジェンダが掲げる持続可能な開発目標（SDGs）の理念や人間の安全保障の考え方に則り、開発効果の最大化を目指して、ICT 等先端技術も活用しつつ、人材育成や経済社会インフラ整備、法・制度構築等、開発途上地域の自立的発展に向けた支援を実施する。特に、人材育成は全ての開発課題に共通する国づくりの基礎であるため、開発途上地域の人材育成に向けた研修事業を通じ、我が国の知見や技術の共有等を支援するほか、開発途上地域の高度人材を我が国との間でダイナミックに還流させることにより、我が国と開発途上地域双方におけるイノベーション環境の改善につなげるための取組も行う。その際、政府や関係機関、民間企業等との有機的連携にも留意する。また、開発途上国における経済社会、インフラ整備が我が国企業を含む民間企業等の活動促進にも資することに留意し、我が国企業の技術・ノウハウをいかした「質の高いインフラ」整備の支援に取り組む。

政府以外の多様な主体がますます重要な役割を果たすようになってきていることを踏まえ、民間部門を含む多様な力を動員、結集するための触媒としての役割を果たせるよう様々な主体との互恵的な連携を強化し、我が国地域経済の活性化にも貢献する。

日本の開発協力の重点課題²

（1）開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）

持続的な経済成長の基礎の形成を支援するため、気候変動や災害への耐性強化等を通じた強じん性、低炭素社会の実現等を通じた持続可能性、格差是正、地方開発、ジェンダー平等等を通じた包摂性にも留意し、特に以下の課題に対して支援を行う。また、国境を越えた地域の発展と安定に貢献する国際経済回廊の整備やその沿線開発の支援を行う。

なお、各取組の相乗効果により、開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保に貢献するよう留意する。

¹各項目の評価指標及び達成水準設定の考え方は別添 2.を参照。また、項目単位で設定する重要度及び難易度、外部要因は別添 3.を参照。なお、機構の事業に関連する政策評価の平成 28 年度事前分析は「外務省 28-VI-1 経済協力」。

² 下線部を事業等のまとめりとして扱う。なお、「日本の開発協力の重点課題」については、総務省「独立行政法人の目標の策定に関する指針」II 3.(1)③に基づき、細分化した単位で目標を定める。具体的には、3.(1)「開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）」から「(5)地域の重点取組」の5つを目標単位とする。

ア 都市・地域開発

持続可能な都市・地域の実現のための支援を行う。その際、持続可能な都市・地域を実現するためのマスタープラン策定支援及び制度・組織等の能力開発を重視する。

イ 運輸交通・ICT

運輸交通網や流通施設、ICTの計画策定や整備に係る支援を行う。その際、地域・越境インフラを含む質の高い、安全・安心で、持続可能かつ強じんな運輸交通インフラ・ICT環境の整備を重視する。

ウ 質の高いエネルギー供給とアクセスの向上

エネルギー供給施設や電力系統等の計画策定や整備に係る支援を行う。その際、質の高いエネルギー供給とアクセスの向上のための低廉・低炭素・低リスクをバランスよく満たす電源開発や効率的なエネルギーシステムの構築を重視する。

エ 民間セクター開発

ビジネス環境改善や貿易・投資促進、産業振興等のための支援を行う。その際、産業振興機関及び貿易投資促進機関の能力向上、産業政策及びビジネス環境の改善、産業基盤の強化のための職業訓練・高等教育を含む産業人材育成を重視する。

オ 農林水産業振興

商業的農業の振興等のための人材育成や態勢整備に係る支援を行う。その際、生産者の所得向上に向けた市場志向型農業振興を含むフードバリューチェーンの強化を重視する。

カ 公共財政管理・金融市場等整備

公正で効果的・効率的な経済活動の基盤となる公共財政管理や金融・資本市場の制度整備等の支援を行う。その際、適正・公正・透明な財政運営及び金融部門の安定的な発展に向けた財政当局や金融当局の機能・能力向上を重視する。

【指標 1-1】 都市・地域の持続可能性に留意したマスタープラン策定支援及び制度・組織等の能力開発支援の実施状況（SDGs Goal11 関連）

【指標 1-2】 地域・越境インフラを含む質の高い、安全・安心で、持続可能かつ強じんな運輸交通インフラ及び ICT 環境整備に係る支援の実施状況（SDGs Goal 9（9.1，9.c）関連）

【指標 1-3】 質の高いエネルギー供給の確保及びエネルギーアクセスの改

善に資する、低廉・低炭素・低リスクをバランスよく満たす電源開発や効率的なエネルギーシステム等に係る支援の実施状況（SDGs Goal 7 関連）

【指標 1-4】 現地企業の強化やグローバル経済の活力取り込みに資する、産業振興機関及び貿易投資促進機関の能力向上、産業政策及びビジネス環境の改善に係る支援の実施状況（SDGs Goal 8（8.1, 8.2, 8.3, 8.5, 8.6, 8.8, 8.9）, 9（9.2, 9.5）関連）

【指標 1-5】 産業基盤の強化に資する、職業訓練・高等教育を含む産業人材育成に係る支援の実施状況（SDGs Goal 4（4.3, 4.4）関連）

【指標 1-6】 ABE イニシアティブ及び Innovative Asia 公約達成のための育成人材数（長期研修等）

【指標 1-7】 生産者所得向上に資する、市場志向型農業振興を含むフードバリューチェーンの強化に係る支援の実施状況（SDGs Goal 2（2.3, 2.a）関連）

【指標 1-8】 適正・公正・透明な財政運営並びに金融部門の安定的発展に資する、財政当局や金融当局の機能・能力向上に係る支援の実施状況（SDGs Goal 8（8.10, 8.a）, 10（10.4, 10.5）, 17（17.1）関連）

（2）開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）

絶対的貧困の削減は依然として最も基本的な開発課題である。人々の基礎的生活を支える人間中心の開発を支援するため、包摂性に留意しつつ、貧困層、子供、女性、障害者、高齢者等ぜい弱な立場に置かれた人々を含む全ての人々に対して、特に、以下の課題に対して支援を行う。なお、各取組の相乗効果により、開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進に貢献する。

ア 保健医療

質の高い保健医療の提供に向けた支援を行う。その際、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を実現するための政策・制度の導入・改革、能力強化等の保健システムの強化、強じんな保健システムの構築に向けた感染症への対応能力の強化、看護・助産人材の育成、母子手帳の普及と国際的認知の向上を重視する。

イ 栄養の改善

栄養状況の改善に向けた支援を行う。その際、横断的かつ民間活力を活用した栄養改善活動を重視する。

ウ 安全な水と衛生の向上

安全な水と衛生へのアクセス改善に向けた水の供給と技術・知識の向上への支援を行う。その際、水の供給・利用・管理や衛生に係る能力向上を重視する。

エ 万人のための質の高い教育

質の高い教育の提供に向けた支援を行う。その際、子供の学びの改善のための質の高い教育環境の提供、ジェンダー配慮・女子教育の推進、及び疎外されている人々への教育拡大を重視する。

オ スポーツ

スポーツを通じた開発への支援強化を行う。その際、スポーツ・フォー・トゥモロー（SFT）に貢献する関係機関との連携強化を重視する。

カ 社会保障・障害と開発

高齢化等に対応するための持続可能な社会保障制度の整備及び障害者の開発への参画を後押しする支援を行う。その際、社会保障制度の構築、強化に向けた人材育成支援及び障害者の開発プロセスの参加促進や事業への障害の視点の組込を重視する。

- 【指標 2-1】 UHC 実現に資する、政策・制度の導入・改革、能力強化等の保健システムの強化に係る支援の実施状況（SDGs Goal 3（特に 3.8）関連）
- 【指標 2-2】 強じんな保健システムの構築に資する、感染症への対応能力の強化に係る支援の実施状況（SDGs Goal 3（3.3, 3.d）関連）
- 【指標 2-3】 機構の支援を得た保健医療サービスの裨益想定人口
- 【指標 2-4】 母子保健サービスの向上に資する、看護・助産人材育成等に係る支援及び母子手帳の普及と国際的認知の向上に係る取組の実施状況（SDGs Goal 3（3.1, 3.2）関連）
- 【指標 2-5】 栄養状況の改善に資する、分野横断的かつ民間の活力も活用した支援の実施状況（SDGs Goal 2（2.2）関連）
- 【指標 2-6】 安全で安価な水の確保に資する、安全な水へのアクセス改善や水の供給・利用・管理や衛生に係る能力向上支援の実施状況（SDGs Goal 6 関連）
- 【指標 2-7】 子供の学びの改善に資する、質の高い教育環境の提供、ジェンダー配慮・女子教育の推進、及び疎外されている人々への教育拡大に係る支援の実施状況（SDGs Goal 4（4.1, 4.2, 4.5, 4.6, 4.7, 4.a 及び 4.c）関連）
- 【指標 2-8】 学びの改善のための支援により裨益した子供の人数
- 【指標 2-9】 SFT に資する、関係機関との連携強化やスポーツを通じた支

援の実施状況（SDGs Goal 4 関連）

【指標 2-10】 社会保障制度の構築に係る支援の実施状況（SDGs Goal 1（1.3）、8（8.5、8.8）、10（10.4）関連）

【指標 2-11】 障害者の開発プロセスの参加促進や事業への障害の視点の組込に係る取組状況（SDGs Goal 4（4.5、4.a）、8（8.5）、11（11.7）関連）

（3）普遍的価値の共有，平和で安全な社会の実現

自由，民主主義，基本的人権の尊重，法の支配といった普遍的価値を共有した平和で民主的な社会の実現のため，特に以下の課題に対して支援を行う。これらの支援に当たっては，個々の事業の目標達成に向け，支援のアプローチや投入資源の変更等の柔軟性の確保や他機関との連携強化を通じた継続的な支援実施に重点を置く。

ア 公正で包摂的な社会の実現

民事法や経済法の起草支援，立法・司法制度の能力強化等を含む法の支配の促進や，中央・地方の行政の強化等を含むグッドガバナンスの実現や民主化の促進を支援する。その際，法令の整備及び開発計画の策定，住民と政府の関係改善や行政サービスの基盤強化，公的機関の機能強化を重視する。

イ 平和と安定，安全の確保

紛争の影響を受けた人々が平和で安全な生活を取り戻すことを目指し，社会・人的資本の復興，統治機構・治安の回復，難民・国内避難民と受入社会の共生に資する支援を行う。その際，紛争再発防止及び社会の融和に向けた社会・人的資本の復旧・復興，基礎的社会サービスの改善，住民の生計向上，平和と安定，安全の確保に資する取組を重視する。また，開発機関としての強みと経験を活かすとともに，人道支援と開発協力の連携を国際機関とも協調しつつ進める。

加えて，国際社会における紛争やテロの増加を踏まえ，平和で安全な社会の維持を目指し，開発途上地域の治安維持能力の強化や海上保安等の法執行機関等の公的機関の機能強化を含む，海洋・宇宙空間・サイバー空間といった国際公共財に関わる能力強化に係る支援を行う。

【指標 3-1】 法令の整備及び開発計画の策定，住民と政府の関係改善や行政サービスの基盤強化，公的機関の機能強化に係る支援の実施状況（SDGs Goal 16（16.3、16.5、16.6、16.7、16.10）、17（17.18、17.19）関連）

【指標 3-2】 紛争再発防止及び社会の融和に資する，包摂性や透明性等に配慮した社会・人的資本の復旧・復興，基礎的社会サービスの改善，住民の生計向上に係る支援の実施状況（SDGs Goal 16 関

連)

【指標 3-3】 平和で安全な社会の構築に資する、治安維持を担う法執行機関等の機能強化支援の実施状況 (SDGs Goal16 関連)

【指標 3-4】 中東地域安定化のための包括的支援に係る公約達成のための育成人材数

(4) 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強じんな国際社会の構築

国際開発目標や我が国の政策目標を踏まえ、国際社会全体として地球規模課題に対応し持続可能かつ強じんな社会を構築するため、特に以下の課題に対して支援を行う。なお、各取組の相乗効果により、地球規模課題への取組を通じた持続可能で強じんな国際社会の構築に貢献するよう、留意する。

ア 気候変動

気候変動対策に係る新たな国際枠組みであるパリ協定への対応支援を含め、国内外の関連機関との連携を通じた気候変動対策への支援を行う。その際、特に、低炭素社会の実現に向けた取組や適応への支援を重視する。また、開発計画等への気候変動対策の主流化を進める。

イ 防災の主流化・災害復興支援

自然災害に対する強じんな社会づくりの推進に向けた支援を行う。その際、防災の主流化及び被災国に対する「より良い復興」(ビルドバックベター)の考え方に基づく支援を重視する。

ウ 自然環境保全

自然環境保全と人間活動との調和を図るための仕組みづくりの支援を行う。その際、国内外の関連機関との連携による自然資源管理及び生物多様性保全を重視する。

エ 環境管理

急速な人口増加に伴う環境悪化に対応するための都市部の3R(廃棄物等の発生抑制(リデュース)・再使用(リユース)・再生利用(リサイクル))の推進、大気汚染や水質汚濁の防止といった住環境の改善や持続可能な経済社会システムの構築に向けた支援を行う。その際、我が国の地方自治体や民間企業の技術・ノウハウをいかした環境管理分野の政策・法制度や管理体制の構築及び能力強化を重視する。

オ 食料安全保障

将来の食料需要の更なる増大に対応するための食料安全保障に向けた灌漑の整備、養殖の振興、水産資源管理及びこれら各分野に関わる人材の育成等の支援を行う。その際、アフリカ稲作振興のための共同体(CARD)への貢

献を含む持続可能な農業の推進及び水産資源の利用を重視する。

- 【指標 4-1】 低炭素かつ気候変動の影響に対して強じんな社会づくりに資する、気候変動対策に係る支援の実施及び機構内における気候変動主流化の取組状況（SDGs Goal13 及び 1（1.5）、2（2.4）、7（7.2、7.3）、11（11.3、11.5）、15（15.2、15.3）関連）
- 【指標 4-2】 自然災害に対して強じんな社会づくりに資する、防災の主流化及び被災国に対するビルドバックベターの考え方に基づく支援の実施状況（SDGs Goal 9、11（11.5、11.b）、13（13.1）関連）
- 【指標 4-3】 防災分野に係る育成人材数
- 【指標 4-4】 国内外の関連機関との連携を含む、自然環境保全に係る支援の実施状況（SDGs Goal 6（6.6）、13、14（14.2、14.a）、15（15.1、15.2、15.3、15.9）関連）
- 【指標 4-5】 我が国の自治体や民間企業の技術・ノウハウを生かした環境管理分野の政策・法制度や管理態勢の構築、能力強化に係る支援の実施状況（SDGs Goal 3（3.9）、6（6.2、6.3）、11（11.6、11.b）、12（12.1、12.4、12.5）、13（13.2）関連）
- 【指標 4-6】 食料安全保障に資する、CARD への貢献を含む持続可能な農業の推進及び水産資源の利用に係る支援の実施状況（SDGs Goal 2（2.1、2.3、2.4）、14（14.4、14.7）関連）

（5）地域の重点取組

開発途上地域の開発を効果的かつ戦略的に支援するため、各国・地域の情勢や特性に応じた重点化を図り、刻々と変化する情勢に柔軟かつ機動的に対応した開発協力事業を実施する。その際、国単位の取組に加え、地域統合や地域の連結性向上に向けた動きや広域開発等の地域に共通する課題、ぜい弱国支援、格差是正、中所得国の罨といった課題への対応や、一定程度発展した国の更なる持続的成長を支える視点、防災や感染症、環境・気候変動等グローバルな課題にも留意する。特に、以下のようなそれぞれの地域の特性や重点とすべき開発課題の解決に向け、国別開発協力方針に沿った事業を形成して実施する。

ア 東南アジア・大洋州地域

東南アジア地域については、ハード・ソフト両面のインフラ整備を含む連結性の強化、域内及び各国内の格差是正を中心に、共同体構築及び ASEAN 全体としての包括的かつ持続的な発展に向けた支援を行う。

大洋州地域については、小島嶼国ならではのぜい弱性を踏まえ、気候変動による海面上昇や自然災害による被害、水不足、廃棄物管理、地球規模の環境問題の影響への対応等、開発ニーズに即した支援を行う。

イ 南アジア地域

地域の安定と潜在力の発現に向け、インフラの整備や貿易・投資環境の整備等、成長を通じた持続可能な発展の基盤を構築するための支援を行う。

ウ 東・中央アジア及びコーカサス地域

域内の格差に留意しつつ、隣接地域を含めた長期的な安定と持続可能な発展のための国づくりと地域協力への支援を行う。

エ 中南米・カリブ地域

貿易・投資等を通じた経済発展を一層促進していくための環境整備、発展を遂げている国の国内格差の是正、気候変動を含む地球規模課題等への対応を支援する。また、日系社会と我が国との連携・協力を強化するための移住者支援策や日系社会支援に取り組む。

オ アフリカ地域

貿易・投資及び消費の拡大を軸に近年目覚ましい発展を遂げるアフリカの成長を我が国とアフリカ双方のさらなる発展に結び付けられるよう、アフリカ開発会議（TICAD）プロセス等を通じて、官民一体となった支援を行う。また、地域的な取組、難民問題への対応を含む平和と安定の確立・定着及び引き続き深刻な開発課題の解決に向け必要な支援に取り組む。

カ 中東・欧州地域

自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値の共有、人道支援と開発協力の連携を意識した難民問題への対応や、我が国の中東地域安定化のための包括的支援等への貢献にも留意した支援を行う。

【指標 5-1】 我が国関連政策及び地域別公約等への貢献を含む、各国・地域固有の開発課題解決に向けた、国別開発協力方針に沿った案件形成・実施状況

【指標 5-2】 2015 年日・ASEAN 首脳会議における公約達成のための、アジアにおいて育成する産業人材数

【指標 5-3】 TICAD VI 公約達成のための、アフリカにおける育成人材数

(6) 民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献

民間部門主導の経済成長を促進することで開発途上地域の発展を一層力強くかつ効果的に実現するため、他の政府関係機関等とも緊密に連携し、官民連携による支援を実施する。また、中小企業を含む民間企業等の製品・技術・サービスの実態を踏まえた開発協力事業等での活用あるいはビジネス展開支援に加え、開発協力への参画企業の裾野拡大に取り組むことで、我が国企業の現地で

の活動の促進等による本邦地域経済の活性化にも貢献する。

- 【指標 6-1】 開発途上地域の課題解決及び我が国の政策にも貢献する，民間企業等との連携事業の実施状況
- 【指標 6-2】 我が国政府の政策・戦略策定プロセスへの情報提供・提言や我が国の民間企業のニーズ等を踏まえた制度改善，及びインフラ輸出にもつながる事業の形成・実施状況
- 【指標 6-3】 開発途上地域の課題解決に資する製品・技術を有する中小企業等に対する海外展開支援事業の実施状況
- 【指標 6-4】 政府関係機関や経済団体，地方自治体等の関係機関との連携強化等を通じた開発協力へ参画する企業の裾野拡大のための取組状況
- 【指標 6-5】 開発途上地域の課題解決及び海外展開につなげるためのコンサルテーション件数

(7) 多様な担い手と開発途上地域の結びつきの強化と裾野の拡大

開発現場の様々なニーズの把握や状況に応じた迅速な対応等，国内の多様な担い手との連携は開発課題の解決に資する重要な手段である。それらの担い手やボランティアが有する強みや経験を活かし，人・知恵・技術・資金を結集しつつ，開発協力への参加を促し，連携の強化を促進する。また，我が国の科学技術や専門的知見を開発途上地域で活用するとともに，開発途上地域の将来の発展を担う中核人材を国内外で育成するため，我が国の大学・研究機関との連携を推進する。

加えて，我が国の開発協力の担い手の裾野拡大及び地域の活性化のため，多様な担い手による我が国国内での知見の共有や発信の支援，ボランティア事業や開発教育等の取組を通じ，開発協力への各層の理解，広範な参加及び開発協力参加者の経験の社会還元を推進する。

- 【指標 7-1】 課題解決に資するボランティア事業の実施，ボランティア経験の我が国国内での発信及び参加者の裾野拡大に向けた取組状況
- 【指標 7-2】 地方自治体，NGO，大学・研究機関等による開発効果向上に資する開発協力の実施，それら経験の我が国国内での共有の支援，及び新たな担い手の裾野拡大に向けた取組状況
- 【指標 7-3】 児童・生徒の世界や国際的課題等への関心向上に資する，教育関係機関等との連携も通じた開発教育の取組，及び開発課題や開発協力の市民への理解の促進状況
- 【指標 7-4】 ボランティア，地方自治体，NGO，大学・研究機関，開発教育関係等との連携及び参加促進に向けたコンサルテーション件数

(8) 事業実施基盤の強化

関係省庁・関係機関とも連携し、国際社会に対する我が国の開発協力とその成果を開発途上地域のみならず、国際社会に発信し、国際的な開発協力に係る検討課題設定や枠組づくりへの参画と国際社会に対する我が国の開発協力とその成果の認知度と支持を高め、納税者である国民の理解を得るための情報発信と広報を強化する。その際、我が国の国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場が国際社会に一層理解されるよう留意する。

また、事業評価については、PDCA サイクルに沿って、事前評価、モニタリング、事後評価を確実に実施し、結果を公開して国民への説明責任を果たす。また、機構が事業を通じて得た経験や教訓を今後の事業の質の向上につなげるとともに、必要に応じて事業の見直しを行う。

加えて、開発課題の多様化、複雑化に対応する開発協力人材の確保と養成に向け、人材の裾野拡大と能力強化に向けた取組を強化する。さらに、事業の質の向上と国際援助潮流の形成に向けて研究を実施し、研究成果の積極的な発信を行う。

国際緊急援助隊の対応能力の強化に向けた取組を通じ、災害や感染症の勃発への迅速な対応とその後の復興への切れ目のない対応への基盤を強化する。

- 【指標 8-1】 国内外における機構事業への理解・支持促進に資する、情報発信及び広報活動の実施状況
- 【指標 8-2】 プレスリリース発出数
- 【指標 8-3】 フェイスブック投稿数
- 【指標 8-4】 ODA 見える化サイト掲載案件の更新数
- 【指標 8-5】 多様な主体の参加や多面的な分析を含む事業評価の実施状況
- 【指標 8-6】 能力強化研修の見直しを含む、開発協力人材に対する研修実施状況
- 【指標 8-7】 PARTNER 新規登録人数
- 【指標 8-8】 開発協力事業の効果向上及び国際援助潮流の形成に資する、研究の実施状況及び研究成果の活用状況
- 【指標 8-9】 国際資格の維持及び国際社会との連携を含む、国際緊急援助の態勢整備状況
- 【指標 8-10】 国際緊急援助隊・感染症対策チームへの登録者数

4. 業務運営の効率化に関する事項

(1) 戦略的な事業運営のための組織基盤づくり

開発協力大綱やその他我が国の政策及び公約、国際社会の援助潮流を踏まえ、多様化、複雑化、広範化する開発課題に戦略的に対応するため、本部、国内拠点、海外拠点のそれぞれにおいて、各部門の役割と責任範囲を明確化し、より柔軟かつ機動的な意思決定を行うための実施体制の構築・運営に取り組む。また、主要業務の業務改善を継続的に行い、効率的な事業運営を推進する。

さらに、海外拠点については、国際交流基金、日本貿易振興機構及び国際観光振興機構の海外事務所と事業の連携強化等を図るため、現地における事務所及び所員の法的地位等を保持することに留意し、共用化又は近接化を進める。国内拠点については、地域における開発協力の結節点として、施設の利用促進を図る。

【指標 9-1】 内外の政策的要請等に対応した組織・業務実施態勢の強化状況

【指標 9-2】 業務システムの改善を通じた業務基盤の強化状況

【指標 9-3】 国内拠点の施設利用状況

(2) 業務運営の効率化、適正化

ア 経費の効率化

中期目標期間中、運営費交付金を充当して行う業務については、業務の質の確保に留意しつつ、一般管理費及び業務経費（特別業務費及び人件費を除く。）の合計について、毎事業年度 1.4%以上の効率化を達成する。

この他、各年度以降で新たに必要となり運営費交付金を充当して行う事業についても、翌年度から年 1.4%以上の効率化経費に加える。

イ 人件費管理の適正化

各種の国際社会の開発目標の達成に貢献し、政府や社会から期待される役割を果たすために、必要に応じて人員配置を見直す。また、給与水準については、国家公務員の給与水準も十分に考慮し、手当を含めた役職員給与の在り方について厳格に検証を行った上で、引き続き給与水準の適正化を図る。その上で、各事業年度の給与水準及びその合理性・妥当性を公表する。

ウ 保有資産の必要性の見直し

機構の保有する資産については、詳細な資産情報の公表を引き続き行うとともに、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。その上で、機構の資産の実態把握に基づき、機構が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。

エ 調達合理化・適正化

独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき調達等合理化計画を策定し、これに基づく取組を確実に実施する。

また、外部有識者等からなる契約監視委員会による点検を踏まえつつ、競争性のない随意契約の削減を更に徹底する等、引き続き調達等の改善に努める。

- 【指標 10-1】 一般管理費及び業務経費の効率化
- 【指標 10-2】 給与水準適正化の取組状況
- 【指標 10-3】 契約監視委員会、外部審査等の実施状況と審査結果への対応状況
- 【指標 10-4】 有識者による外部審査を行った対象契約件数

5. 財務内容の改善に関する事項

運営費交付金を充当して行う業務については、「4. 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算、収支計画及び資金計画を作成し、当該予算等に基づき事業の質の確保に留意し、適正な予算執行管理を行う。また、毎年の運営費交付金額の算定については、各年度期末の運営費交付金債務残高の発生要因等を分析した上で、厳格に行うものとする。また、引き続き自己収入の確保とその適正な管理・運用に努める。

6. 安全対策に関する事項

我が国政府とともに特に現地で開発協力を携わる多種多様な関係者の安全をあまねく確保すべく、平成28年8月30日に発表された、国際協力事業安全対策会議の最終報告に基づき安全対策を着実かつ迅速に実施する。

また、施設建設等の工事に関わる事業関係者の安全確保に係る支援の仕組みを強化する。

- 【指標 12-1】 海外における事業関係者の武力紛争、テロ、一般犯罪、交通事故、自然災害等による被害の低減に向けた取組状況
- 【指標 12-2】 工事事故の低減に向けた取組状況
- 【指標 12-3】 事業関係者等の安全対策研修の受講者数（テロ対策研修受講者数を含む）

7. その他業務運営に関する重要事項

（1）効果的・効率的な開発協力の推進

我が国の外交政策、開発協力の重点課題や開発ニーズ等を踏まえ、開発途上地域の経済社会の発展及び平和と安定に最大限に貢献する。そのために、我が国の持つ強みや機構が有する開発協力に関する経験、専門的知見や教訓を蓄積・活用し、方針策定や事業展開に適切に反映する。また、機構が有する様々な援助手法を柔軟に組み合わせつつ、開発計画策定や制度構築支援から人材育成、資金協力までの一体的な協力を実施する。さらに、開発途上地域政府、関係機関、民間企業等の様々な開発パートナーや帰国研修員同窓会等の現地の人的ネットワークが有する知見、経験、資金等を活用した連携と学び合いを重視し、その力を積極的に動員するとともに、迅速性の向上等のニーズに対応して制度やその運用方法を改善する。

- 【指標 13-1】 機構の専門的知見や教訓を反映させた地域・国・課題等に関する協力量針の策定・改定・活用状況
- 【指標 13-2】 上流政策から事業レベルまでの支援を展開する協力プログラム等のうち、SDGs への貢献の一層の明確化を含む戦略性の強化が図られた協力の実施状況
- 【指標 13-3】 SDGs への貢献の一層の明確化を含む戦略性の強化が図られ、国際的に対外発信された協力プログラム等の数
- 【指標 13-4】 迅速性、効率性、事業の質の向上等、我が国の民間企業等を含む様々な開発パートナーのニーズに対応した諸制度・運用の改善及び事業への活用状況

(2) 国際的な議論への積極的貢献及び国際機関・他ドナー等との連携推進

貧困撲滅と持続可能な開発という国際的合意の実現に向けて、我が国が重視する質の高い成長、普遍的価値の共有及び平和で安全な社会の実現、並びに持続可能で強じんな国際社会の構築への取組や我が国の開発協力の実践から得られた知見・経験を通じて、国際的な開発協力の規範・潮流の形成に関する議論に貢献する。また、地球規模課題と開発途上地域の開発ニーズや、開発の担い手が多様化する中、対外発信や事業の戦略的推進における相乗効果を実現するため、国際機関・他ドナー等との連携を推進する。

- 【指標 14-1】 開発協力の規範・潮流に係る国際的な議論への貢献状況
- 【指標 14-2】 参加・発信した国際会議の数
- 【指標 14-3】 対外発信や事業の戦略的推進に係る国際機関・他ドナー等（新興ドナー含む）との連携状況

(3) 開発協力の適正性の確保

開発事業が社会や経済に与える負の影響を最小限とし、かつ開発協力の包摂性、強じん性、持続可能性を確保するため、事業の計画、実施、完了後の各段階で環境社会配慮、ジェンダー配慮と女性の能力強化、不正腐敗の防止といった観点から開発協力事業の適正性を確保する取組を行う。また、機構内外の関係者に対する研修等を通じて理解を高めることで機構が自ら実施する事業に対して適切な配慮を行うとともに、事業の主体となる開発途上地域の政府の理解や自主的な取組を推進するための支援を行う。

- 【指標 15-1】 国際水準に基づく環境社会配慮ガイドラインの運用状況
- 【指標 15-2】 環境社会配慮に関する理解の促進に係る取組状況
- 【指標 15-3】 我が国政府の男女共同参画に係る政策への貢献を含む、ジェンダー主流化推進に係る取組状況
- 【指標 15-4】 機構プロジェクト（技術協力、有償資金協力、無償資金協力）におけるジェンダー案件比率

【指標 15-5】不正腐敗を防止するための先方政府や関係者への啓発に係る実施状況

(4) 内部統制の強化

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 66 号）および業務方法書等に基づき内部統制を機能させるための規程や態勢を整備するとともに、有償資金協力の業務運営を含む機構の業務運営上のリスクの識別、分析及び対応、内部・外部通報への対応等、内部統制を確実に実施し、内部統制の実施状況についてモニタリング及びその結果を踏まえた態勢の強化を行う。また、事業が適正かつより効果的に実施されるよう、本部だけでなく海外拠点においても、法令遵守体制を更に強化する。

特に情報セキュリティに関しては、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（平成 28 年 8 月）等を踏まえ、情報セキュリティ規程等の改定を行なった上で、情報セキュリティ対策推進計画を策定・実施し、情報セキュリティにかかる組織的対応能力の強化に取り組む。また、PDCA サイクルに基づき情報セキュリティ対策推進計画を毎年度レビューして情報セキュリティ対策の改善を図るとともに、個人情報保護を推進する。

【指標 16-1】リスク管理に係るモニタリングの実施及び強化状況

【指標 16-2】内部統制のモニタリング実施回数

【指標 16-3】法令遵守強化に係る取組状況

(5) 人事に関する計画

開発協力の専門集団である機構の多様な人材の各々の能力を発揮し組織力を向上するため、女性職員がより一層指導的な役割を担い活躍できる環境の整備を含めた各種の人事施策を実施する。また、業務内容の高度化に対応する力を高めるべく、職員の能力強化、キャリア開発、人材確保に取り組み、職員の能力・適性に応じて、強みとする知見・経験を効果的に蓄積し活用する。

【指標 17-1】現地職員を含む多様な人材の活躍に資する、人事に関する施策の実施状況

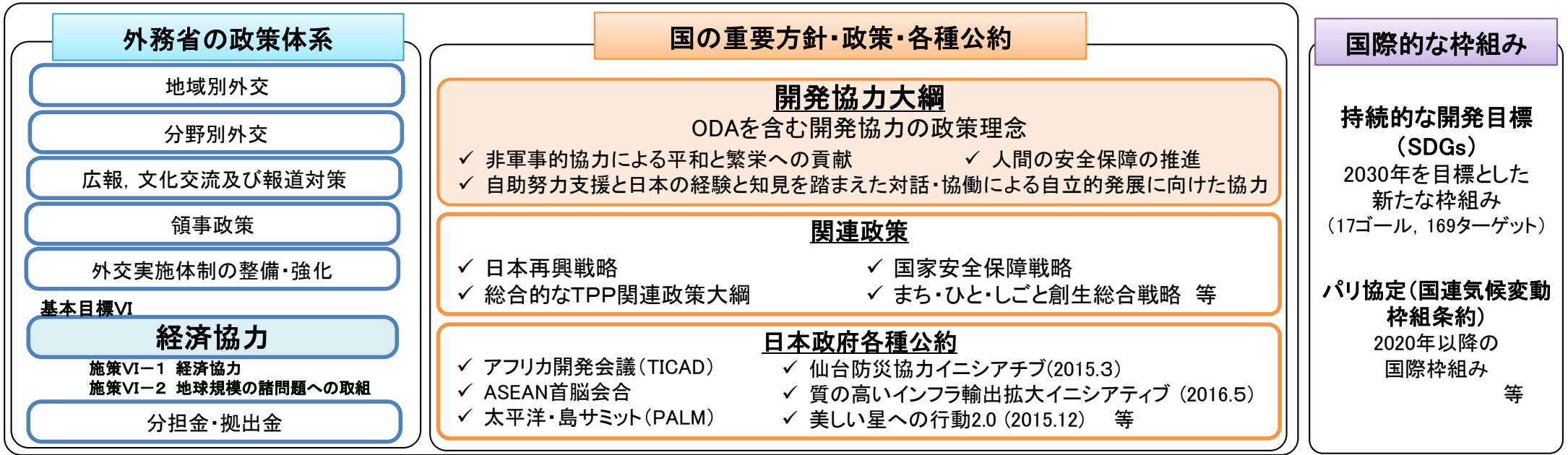
【指標 17-2】業務の高度化に対応し業務の質を高め、職員の主体的なキャリア開発を推進するための人材育成策の実施状況

【指標 17-3】女性管理職比率

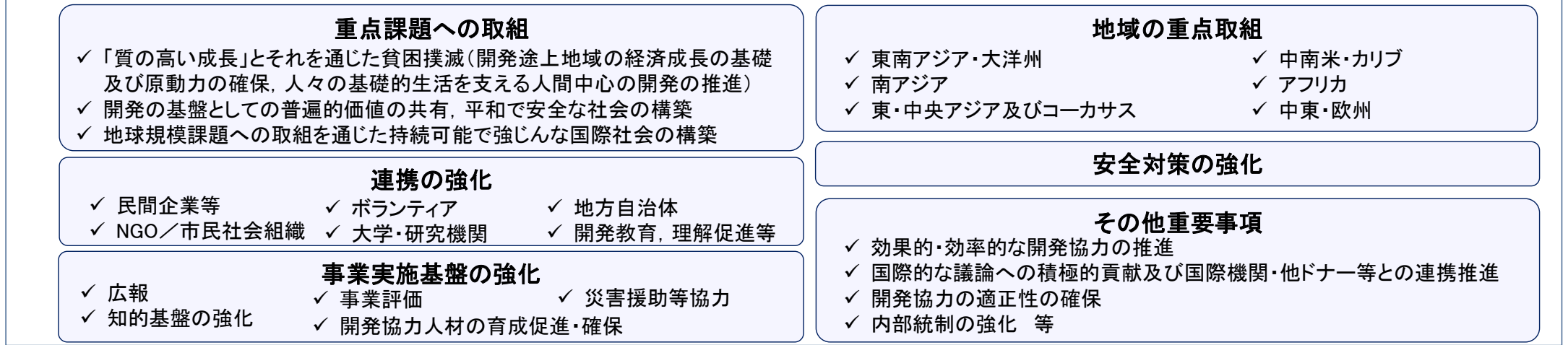
(別添)

1. 政策体系図
2. 指標一覧
3. 各項目の重要度及び難易度

独立行政法人国際協力機構の政策体系図



第4期中期目標期間(2017年4月～2022年3月)における国際協力機構の役割



開発協力を通じ国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に貢献し, 我が国の平和と安全の維持, 更なる繁栄の実現, 安定性及び透明性が高い国際環境の実現, 普遍的価値に基づく国際秩序の維持・擁護といった国益を確保

指標一覧

目標水準の考え方
<p>・機構の開発協力の取組は、協力相手国の組織や社会の変化という質的な成果を目指す場合が多いこと、成果を得るまで一定の期間を要する場合が多いこと、多様な国や分野を対象としていること等の特性があり、当該指標をもって適切に事業成果を評価することが可能な定量目標値を設定することが困難である。そのため、開発効果への貢献度を示す質的な成果や、成果の最大化に向けた機構の創意工夫や強みをいかした取組を測る定性的な指標を重点的に設定した。また、定性指標と定量指標に関連性があると認められる場合には、関連指標を別途設定することは行っていない。</p> <p>・「基準値（関連指標）」欄の「前中期目標期間実績」は特に記載がない限り2012年度から2015年度実績の累計値（ないし、/年とされている項目は年平均）。期中で新たに統計値を集計した項目等は単年度/数年度分の実績値の合計ないし平均としているものがある（この場合は対象年度を当該欄に記載）。</p>

評価の考え方
<p>・「外務省所管独立行政法人の業務実績評価の基準について」に従い、定量指標の達成状況に加え、質的な成果や成果の最大化に向けた法人の取り組み状況も勘案して評価を行う。</p> <p>・質的な成果に対しては、中期計画及び定性指標に示される「取組」（「～の実施状況」）の具体的な実施状況を確認し、所期の目標を達成しているかを評価する。加えて、中期計画及び指標に示されるアウトカム（「～に資する」等）に相当する成果が発現し、これを裏付ける事象、量的な変化や成果の発現を促進した法人の工夫等が客観的に示された場合には、目標水準を上回る成果として評価する根拠とする。</p>

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

定性/定量指標	関連指標（定性指標）/目標水準（定量指標）	基準値（関連指標）/目標水準の考え方（定量指標）
【指標0-1】開発協力大綱における重点課題への貢献、これを加速・推進する持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）達成への貢献	各項目の指標を関連指標として設定	各指標参照
(1) 開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）		
定性/定量指標	関連指標（定性指標）/目標水準（定量指標）	基準値（関連指標）/目標水準の考え方（定量指標）
【指標1-1】都市・地域の持続可能性に留意したマスタープラン策定支援及び制度・組織等の能力開発支援の実施状況(SDGs Goal11関連)(p3)	持続可能性分析を含むマスタープラン策定都市数	2015年度実績 3件
	公共交通指向型開発(TOD: Transit-Oriented Development) 戦略提案数	2015年度実績 5件
【指標1-2】地域・越境インフラを含む質の高い、安全・安心で、持続可能かつ強じんな運輸交通インフラ及びICT環境整備に係る支援の実施状況(SDGs Goal9(9.1, 9.c)関連)(p3)	持続可能性・環境社会配慮等に資するマスタープラン策定に関連するステークホルダー会議開催数	前中期目標期間実績 56回
	旅客数及び貨物量	新たに統計を取る取組のため基準値なし
	運輸交通に係る研修実績数	前中期目標期間（2013年から2015年）実績平均 860人/年
【指標1-3】質の高いエネルギー供給の確保及びエネルギーアクセスの改善に資する、低廉・低炭素・低リスクをバランスよく満たす電源開発や効率的なエネルギーシステム等に係る支援の実施状況(SDGs Goal7関連)(p3)	運営・維持管理の協力数または支援との連携数	前中期目標期間実績 17件
	初期電化・供給増・安定化等の裨益想定人口	前中期目標期間実績平均 385.5万人/年
	質の高いエネルギー分野の研修実績数 うち、資源の絆研修実績数	前中期目標期間実績平均 582人/年 (うち、資源の絆 9人/年)
【指標1-4】現地企業の強化やグローバル経済の活力取り込みに資する、産業振興機関及び貿易投資促進機関の能力向上、産業政策及びビジネス環境の改善に係る支援の実施状況(SDGs Goal8(8.1, 8.2, 8.3, 8.5, 8.6, 8.8, 8.9), 9(9.2, 9.5)関連)(p4)	低廉・低炭素・低リスクをバランスよく満たす電力開発に係る新規計画策定数	前中期目標期間実績 76件
	貿易・投資促進や経済特区開発等に係る協力数	前中期目標期間実績 154件

【指標1-5】産業基盤の強化に資する、職業訓練・高等教育を含む産業人材育成に係る支援の実施状況(SDGs Goal4(4.3, 4.4)関連)(p4)	職業訓練・高等教育機関の能力向上等に係る協力数	前中期目標期間実績 38件
【指標1-6】ABEイニシアティブ及びInnovative Asia公約達成のための育成人材数(長期研修等)(定量指標)(p4)	・アフリカの若者のための産業人材育成(ABE: Africa Business Education)イニシアチブ: 900人(2013年から2017年) ・Innovative Asia: 5年間で1,000人(2017年から2021年)	【目標水準の考え方】我が国政府公約であるABEイニシアティブ及びInnovative Asiaに示されている達成目標を基に設定する。 ABEイニシアティブの目標値: 2013年から2017年に900人 Innovative Asiaの目標値: 2017年から2021年に1,000人
【指標1-7】生産者所得向上に資する、市場志向型農業振興を含むフードバリューチェーンの強化に係る支援の実施状況(SDGs Goal2(2.3, 2.a)関連)(p4)	小農による市場志向型農業の推進(SHEPアプローチ等)に係る展開国数及び研修実績数(技術指導者育成人数及び小規模農民に対する研修)	TICAD V目標値の2014年度から2015年度実績 展開対象国 20か国 技術指導者育成人数 1,300人 小規模農民 3万人
	FVCに関連する事業の数(優良品種普及/営農・流通改善等による農家収入向上支援、及び残留農薬対策/各種認証取得支援による農産品輸出促進支援に係る協力数)	前中期目標期間実績 17件
【指標1-8】適正・公正・透明な財政運営並びに金融部門の安定的発展に資する、財政当局や金融当局の機能・能力向上に係る支援の実施状況(SDGs Goal8(8.10, 8.a), 10(10.4, 10.5), 17(17.1)関連)(p4)	財政運営及び金融に係る研修実績数	前中期目標期間実績平均 328人/年

(2) 開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進(「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅)

定性/定量指標	関連指標(定性指標)/目標水準(定量指標)	基準値(関連指標)/目標水準の考え方(定量指標)
【指標2-1】ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)実現に資する、政策・制度の導入・改革、能力強化等の保健システムの強化に係る支援の実施状況(SDGs Goal3(特に3.8)関連)(p5)	UHC実現に向けた国家政策の策定に係る協力展開国数	前中期目標期間実績 5か国
	保健政策に係る研修実績数	前中期目標期間実績平均 90人/年
	非感染性疾患の治療・検査態勢が強化された医療施設数	前中期目標期間実績平均 9施設/年
【指標2-2】強じんな保健システムの構築に資する、感染症への対応能力の強化に係る支援の実施状況(SDGs Goal3(3.3, 3.d)関連)(p5)	感染症対策に係る研修実績数	TICAD VIの目標値: 2016年から2018年に2万人
【指標2-3】機構の支援を得た保健医療サービスの裨益想定人口(定量指標)(p5)	130万人(2016年から2018年)	【目標水準の考え方】我が国政府公約であるTICADVIの達成目標を基に、機構貢献分を65%として想定して設定する。 TICAD VIの目標値: 2016年から2018年に200万人
【指標2-4】母子保健サービスの向上に資する、看護・助産人材育成等に係る支援及び母子手帳の普及と国際的認知の向上に係る取組の実施状況(SDGs Goal3(3.1, 3.2)関連)(p5)	母子手帳が新たに正式に導入された国数	2015年度までの累計 計25か国
	母子手帳の導入に向けた働きかけを行った国数	新たな取組のため基準値なし
	母子保健サービスに携わる看護・助産人材に係る研修実績数	計1,200人(「日・ASEAN健康イニシアティブの目標値: 2014年から2019年に8,000人」のうち、母子保健関連)

【指標2-5】栄養状況の改善に資する、分野横断的かつ民間の活力も活用した支援の実施状況(SDGs Goal2(2.2)関連)(p5)	食と栄養のアフリカ・イニシアチブ(IFNA: Initiative for Food and Nutrition Security in Africa) 推進のためのアクションプラン策定国数	新たな取組のため基準値なし
	栄養改善に係る研修実績数	新たな取組のため基準値なし
【指標2-6】安全で安価な水の確保に資する、安全な水へのアクセス改善や水の供給・利用・管理や衛生に係る能力向上支援の実施状況(SDGs Goal6 関連)(p5)	安全な水にアクセス可能となる人々の人数	2014年度から2015年度実績平均 183万人/年
	水の供給・利用・管理や衛生に係る研修実績数	2013年度から2014年度実績平均 3,050人/年
【指標2-7】子供の学びの改善に資する、質の高い教育環境の提供、ジェンダー配慮・女子教育の推進、及び疎外されている人々への教育拡大に係る支援の実施状況(SDGs Goal 4 (4.1, 4.2, 4.5, 4.6, 4.7, 4.a及び4.c)関連)(p5)	疎外されている人々に配慮した教育支援アプローチ(研修教材等)の開発件数	前中期目標期間実績 4件
【指標2-8】学びの改善のための支援により裨益した子供の人数(定量指標)(p5)	1,000万人(中期目標期間中)	【目標水準の考え方】前中期目標期間の実績と同等の水準を基に設定する。 前中期目標期間実績平均 200万人/年
【指標2-9】スポーツ・フォー・トゥモロー(SFT)に資する、関係機関との連携強化やスポーツを通じた支援の実施状況(SDGs Goal 4関連)(p5)	ボランティアを通じた活動の裨益者数	2014年度から2015年度実績平均 7.3万人/年
	スポーツ分野における新規ボランティアの派遣人数	SFTの目標値: 2012年度実績(81人)を2020年までに倍増)
【指標2-10】社会保障制度の構築に係る支援の実施状況(SDGs Goal1(1.3), 8(8.5, 8.8), 10(10.4)関連)(p6)	社会保障に係る研修実績数	前中期目標期間実績平均 128人/年
【指標2-11】障害者の開発プロセスの参加促進や事業への障害の視点の組込に係る取組状況(SDGs Goal4(4.5, 4.a), 8(8.5), 11(11.7)関連)(p6)	障害に関する研修等に参加した機構事業関係者の人数	2014年度から2015年度実績平均 213人/年

(3) 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現

定性/定量指標	関連指標(定性指標)/目標水準(定量指標)	基準値(関連指標)/目標水準の考え方(定量指標)
【指標3-1】法令の整備及び開発計画の策定、住民と政府の関係改善や行政サービスの基盤強化、公的機関の機能強化に係る支援の実施状況(SDGs Goal16(16.3, 16.5, 16.6, 16.7, 16.10), 17(17.18, 17.19)関連)(p6)	民法・経済法を中心としたルール整備等ガバナンス強化に係る研修実績数	前中期目標期間実績平均 1,087人/年
【指標3-2】紛争再発防止及び社会の融和に資する、包摂性や透明性等に配慮した社会・人的資本の復旧・復興、基礎的社会サービスの改善、住民の生計向上に係る支援の実施状況(SDGs Goal16関連)(p6)	包摂性や透明性等に配慮し、紛争再発防止、及び社会の融和に資する活動による研修実績数	2015年度実績 1,350人
【指標3-3】平和で安全な社会の構築に資する、治安維持を担う法執行機関等の機能強化支援の実施状況(SDGs Goal16関連)(p7)	平和で安全な社会の構築のための政府機関等の機能を強化する活動に係る研修実績数	前中期目標期間実績平均 計78人/年(本邦研修) 2015年度実績 955人(第三国研修、セミナー、ワークショップ)

【指標3-4】中東地域安定化のための包括的支援に係る公約達成のための育成人材数(定量指標)(p7)	1.5万人 (2016年から2018年)	【目標水準の考え方】2016年5月のG7伊勢志摩サミットにおける中東地域安定化に係る我が国の公約で示されている達成目標を基に、機構貢献分を75%として想定して設定する。 中東地域安定化のための包括的支援の目標値:2016年から2018年に2万人
---	----------------------	---

(4) 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強じんな国際社会の構築

定性/定量指標	関連指標(定性指標)/目標水準(定量指標)	基準値(関連指標)/目標水準の考え方(定量指標)
【指標4-1】低炭素かつ気候変動の影響に対して強じんな社会づくりに資する、気候変動対策に係る支援の実施及び機構内における気候変動主流化の取組状況(SDGs Goal13及び1(1.5), 2(2.4), 7(7.2, 7.3), 11(11.3, 11.5), 15(15.2, 15.3)関連)(p8)	気候変動対策分野に係る研修実績数	前中期目標期間実績平均 3,187人/年
【指標4-2】自然災害に対して強じんな社会づくりに資する、防災の主流化及び被災国に対するビルドバックベターの考え方に基づく支援の実施状況(SDGs Goal9, 11(11.5, 11.b), 13(13.1)関連)(p8)	【指標4-3】参照	【指標4-3】参照
【指標4-3】防災分野に係る育成人材数(定量指標)(p8)	行政官、地域住民に係る本邦研修、第三国研修、現地におけるセミナー参加等の実績数 8,000人/年	【目標水準の考え方】我が国政府公約である仙台防災協カイニシアティブに示されている達成目標を基に、機構貢献分を80%として想定して設定する。 仙台防災協カイニシアティブの目標値:2015年から2018年に4万人
【指標4-4】国内外の関連機関との連携を含む、自然環境保全に係る支援の実施状況(SDGs Goal6(6.6), 13, 14(14.2, 14.a), 15(15.1, 15.2, 15.3, 15.9)関連)(p8)	機構が支援するREDD+/生物多様性分野関連の協力対象国数	2016年度末の協力対象国(基礎調査、広域案件除く) 15か国(REDD+), 8か国(生物多様性分野関連)
	JJ-FAST(JICA-JAXA熱帯林早期警戒システム)を活用した国数	2016年度末の協力対象国 8か国
【指標4-5】我が国の自治体や民間企業の技術・ノウハウを生かした環境管理分野の政策・法制度や管理態勢の構築、能力強化に係る支援の実施状況(SDGs Goal3(3.9), 6(6.2, 6.3), 11(11.6, 11.b), 12(12.1, 12.4, 12.5), 13(13.2)関連)(p8)	環境管理分野(廃棄物・下水・大気・低炭素社会)に係る研修実績数	前中期目標期間実績平均 1,600人/年
【指標4-6】食料安全保障に資する、CARDへの貢献を含む持続可能な農業の推進及び水産資源の利用に係る支援の実施状況(SDGs Goal2(2.1,2.3, 2.4), 14(14.4, 14.7)関連)(p8)	サブサハラアフリカにおけるコメ生産量の増加に貢献するための稲作に係る研修実績数	TICAD VIの目標値 2016年から2018年に普及員2,500人、農家6万人

(5) 地域の重点取組

定性/定量指標	関連指標（定性指標）/目標水準（定量指標）	基準値（関連指標）/目標水準の考え方（定量指標）
	事業計画作業用ペーパーの新規策定・改定数	前中期目標期間実績 512件
【指標5-1】我が国関連政策及び地域別公約等への貢献を含む、各国・地域固有の開発課題解決に向けた、国別開発協力方針に沿った案件形成・実施状況(p9)	質の高いインフラパートナーシップで公約されたアジアのインフラ分野向け資金協力支援	2016年から2020年にアジア向けインフラ支援として4兆円*質の高いインフラパートナーシップでの公約額（1,100億ドル）のうち、機構貢献分（335億ドル）。円ドル換算は、公約発表時のレートに基づく。
	各地域の本邦研修実績数	前中期目標期間実績平均 2.4万人/年
【指標5-2】2015年日・ASEAN首脳会議における公約達成のための、アジアにおいて育成する産業人材数(定量指標)(p9)	1.2万人/年	【目標水準の考え方】2015年日・ASEAN首脳会議における我が国の公約である「アジア産業人材育成協カイニシアティブ」に示されている達成目標を基に、機構貢献分を約90%として想定して設定する。 日・ASEAN首脳会議の目標値:2015年から2017年に年間1.3万人強
【指標5-3】TICAD VI公約達成のための、アフリカにおける育成人材数(定量指標)(p9)	600万人（TICADVI(2016-2018)公約における機構貢献分のうち、2017年から2018年分）	【目標水準の考え方】我が国政府公約であるTICAD VIの達成目標を基に、機構貢献分を90%として想定して設定する。 TICADVIで発表した日本としての取組(公約):2016年から2018年に1,000万人

(6) 民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献

定性/定量指標	関連指標（定性指標）/目標水準（定量指標）	基準値（関連指標）/目標水準の考え方（定量指標）
【指標6-1】開発途上地域の課題解決及び我が国の政策にも貢献する、民間企業等との連携事業の実施状況(p10)	協力準備調査（PPPインフラ事業）、開発途上地域のSDGs達成に貢献するビジネスに係る調査、民間技術普及促進事業を通じたパートナー数	前中期目標期間実績平均 51法人・団体/年
【指標6-2】我が国政府の政策・戦略策定プロセスへの情報提供・提言や我が国の民間企業のニーズ等を踏まえた制度改善、及びインフラ輸出にもつながる事業の形成・実施状況(p10)	「インフラシステム輸出戦略」等政府戦略での機構に関連する具体的施策項目数	2013年度から2015年度累計値平均 63項目/年
【指標6-3】開発途上地域の課題解決に資する製品・技術を有する中小企業等に対する海外展開支援事業の実施状況(p10)	基礎調査、案件化調査、普及・実証事業を通じたパートナー数	前中期目標期間実績平均 99法人・団体/年
【指標6-4】政府関係機関や経済団体、地方自治体等の関係機関との連携強化等を通じた開発協力へ参画する企業の裾野拡大のための取組状況(p10)	【指標6-5】参照	【指標6-5】参照
【指標6-5】開発途上地域の課題解決及び海外展開につなげるためのコンサルテーション件数(定量指標)(p10)	6,000件（中期目標期間中合計）	【目標水準の考え方】前中期目標期間の実績値の約3%増として設定する。 前中期目標期間実績平均 1,168件/年

(7) 多様な担い手と開発途上地域の結びつきの強化と裾野の拡大

定性/定量指標	関連指標（定性指標）/目標水準（定量指標）	基準値（関連指標）/目標水準の考え方（定量指標）
【指標7-1】課題解決に資するボランティア事業の実施、ボランティア経験の我が国国内での発信及び参加者の裾野拡大に向けた取組状況(p10)	ボランティア派遣人数	前中期目標期間実績平均 1,499人/年
	ボランティア活動における達成度アンケート（ボランティア向け）結果（2015年度帰国隊員（2013年度1次隊から3次隊）に対する達成度アンケートにおける最上位評価の平均）	2015年度実績 63.3%
	機構ボランティアウェブサイトの訪問者数	前中期目標期間実績平均 165万人/年
【指標7-2】地方自治体、NGO、大学・研究機関等による開発効果向上に資する開発協力の実施、それら経験の我が国国内での共有の支援、及び新たな担い手の裾野拡大に向けた取組状況(p10)	草の根技術協力事業によるパートナー数	前中期目標期間実績：180法人・団体
	アクター別の草の根技術協力事業の実績（地方自治体/NGO/CSO/大学・研究機関別） ・相談件数 ・応募件数	（年平均：地方自治体、NGO/CSO、大学・研究機関別） ・相談件数（160件、450件、140件）（2015年度実績） ・応募件数（60件、80件、30件）（2013年度から2015年度実績）
	活動報告等の発信回数	新たに統計を取る取組のため基準値なし
	新規SATREPS協力及びSATREPS案件の結果を踏まえて形成・採択された新規協力数	前中期目標期間実績 47件
	大学との連携による戦略的な育成人材数（長期研修等）	前中期目標期間実績平均 559人/年
【指標7-3】児童・生徒の世界や国際的課題等への関心向上に資する、教育関係機関等との連携も通じた開発教育の取組、及び開発課題や開発協力の市民への理解の促進状況(p10)	教師海外研修の参加者数	前中期目標期間実績平均 166人/年
	地球ひろば体験ゾーン来場者数	前中期目標期間実績平均 2.9万人/年
	地球ひろば利用者満足度アンケート結果（5段階評価アンケートのうち上位2段階の評価の比率）	前中期目標期間実績平均 団体・一般95%、登録団体76%
【指標7-4】ボランティア、地方自治体、NGO、大学・研究機関、開発教育関係等との連携及び参加促進に向けたコンサルテーション件数(定量指標)(p10)	6,000件（中期目標期間中合計）	【目標水準の考え方】民間連携と同等の水準として設定する。 ※新たに統計を取る取組のため基準値なし

(8) 事業実施基盤の強化

定性/定量指標	関連指標（定性指標）/目標水準（定量指標）	基準値（関連指標）/目標水準の考え方（定量指標）
【指標8-1】国内外における機構事業への理解・支持促進に資する、情報発信及び広報活動の実施状況(p11)	【指標8-2】、【指標8-3】、【指標8-4】参照	【指標8-2】、【指標8-3】、【指標8-4】参照
【指標8-2】プレスリリース発出数(定量指標)(p11)	250件（中期目標期間中合計）	【目標水準の考え方】前中期目標期間の実績から各年度5件増として設定する。 前中期目標期間実績平均 45件/年
【指標8-3】フェイスブック投稿数(定量指標)(p11)	フェイスブック投稿数 日・英合計 1750件（中期目標期間中合計）	【目標水準の考え方】前中期目標期間の実績から約4%増として設定する。 2015年度実績 336件（日240件、英96件）
【指標8-4】ODA見える化サイト掲載案件の更新数(定量指標)(p11)	500件/年	【目標水準の考え方】前中期目標期間の実績と同等の水準として設定する。 2010年度から2014年度の実績平均 492件/年

【指標8-5】多様な主体の参加や多面的な分析を含む事業評価の実施状況(p11)	外部事後評価における、大学・NGO等の参加による分析や、対象の特性を考慮した分析の実施件数	前中期目標期間実績平均 5件/年
	分析結果の事業等での活用に向けたフィードバック強化の取組数	前中期目標期間実績平均 1件/年
【指標8-6】能力強化研修の見直しを含む、開発協力人材に対する研修実施状況(p11)	能力強化研修参加者数	前中期目標期間実績平均 349名/年
【指標8-7】国際協力キャリア総合情報サイト(PARTNER)新規登録人数(定量指標)(p11)	1万人(中期目標期間中合計)	【目標水準の考え方】前中期目標期間の実績から約15%増として設定する。 前中期目標期間実績平均 1,746名/年
【指標8-8】開発協力事業の効果向上及び国際援助潮流の形成に資する、研究の実施状況及び研究成果の活用状況(p11)	研究成果のダウンロード数	前中期目標期間実績平均 5.2万件/年
	国際機関・政策担当者等への効果的な発信事例及び機構事業へのフィードバック事例の件数	2015年度実績 15件(発信事例件数), 15件(フィードバック事例件数)
【指標8-9】国際資格の維持及び国際社会との連携を含む、国際緊急援助の態勢整備状況(p11)	研修・訓練回数	前中期目標期間実績平均 24回/年
【指標8-10】国際緊急援助隊・感染症対策チームへの登録者数(定量指標)(p11)	中期目標期間中で延べ200人規模を維持	【目標水準の考え方】我が国政府の「国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本計画」で定められた目標値である200名を基に設定する。

4. 業務運営の効率化に関する事項

(1) 戦略的な事業運営のための組織基盤づくり

定性/定量指標	関連指標(定性指標)/目標水準(定量指標)	基準値(関連指標)/目標水準の考え方(定量指標)
【指標9-1】内外の政策的要請等に対応した組織・業務実施態勢の強化状況(p12)	外部有識者の参加を得た、組織運営・事業戦略に関する会議の開催回数	新しい取組のため、基準値なし。
【指標9-2】業務システムの改善を通じた業務基盤の強化状況(p12)	情報共有基盤システムに係る研修実績	前中期目標期間実績平均 12回/年
【指標9-3】国内拠点の施設利用状況(p12)	国内拠点の利用者数	前中期目標期間実績平均 73.5万人/年
	研修施設の稼働率	前中期目標期間実績平均 58.4%

(2) 業務運営の効率化、適正化

定性/定量指標	関連指標(定性指標)/目標水準(定量指標)	基準値(関連指標)/目標水準の考え方(定量指標)
【指標10-1】一般管理費及び業務経費の効率化(定量指標)(p13)	毎事業年度1.4%以上	前中期目標期間実績 1.4%
【指標10-2】給与水準適正化の取組状況(p13)	対国家公務員指数	2015年度実績 100.6(年齢・地域・学歴勘案)
	総人件費	2015年度実績 16,833百万円
【指標10-3】契約監視委員会、外部審査等の実施状況と審査結果への対応状況(p13)	契約監視委員会に附議した契約件数	前中期目標期間実績平均 39件/年
【指標10-4】有識者による外部審査を行った対象契約件数(p13)	70件/年	【目標水準の考え方】前中期目標期間の実績から25%増として設定する。 前中期目標期間実績平均 56件/年

6. 安全対策に関する事項		
定性/定量指標	関連指標（定性指標）/目標水準（定量指標）	基準値（関連指標）/目標水準の考え方（定量指標）
【指標12-1】海外における事業関係者の武力紛争, テロ, 一般犯罪, 交通事故, 自然災害等による被害の低減に向けた取組状況 (p13)	安全確認調査及び安全巡回指導調査国数	前中期目標期間実績平均 30か国/年
【指標12-2】工事事務の低減に向けた取組状況 (p13)	事故事案報告件数（事業規模 1 兆円当たり）	前中期目標期間実績平均 23件/年
	実施状況調査, 安全管理セミナー, 円借款事業(STEP) 施工安全確認調査の件数	前中期目標期間実績平均 137回/年
【指標12-3】事業関係者等の安全対策研修の受講者数(テロ対策研修受講者数を含む) (定量指標) (p13)	1. 5万人（中期目標期間中合計）（うち, テロ対策実地研修 3,600人）	【目標水準の考え方】前中期目標期間の実績から約25%増として設定する。 前中期目標期間実績平均 2,381人/年
7. その他業務運営に関する重要事項		
(1) 効果的・効率的な開発協力の推進		
定性/定量指標	関連指標（定性指標）/目標水準（定量指標）	基準値（関連指標）/目標水準の考え方（定量指標）
【指標13-1】機構の専門的知見や教訓を反映させた地域・国・課題等に関する協力方針の策定・改定・活用状況 (p14)	地域・国・課題別の協力方針（JICA国別分析ペーパー, 事業計画作業用ペーパー, 課題別指針, ポジション・ペーパー）の新規策定・改定数	前中期目標期間実績 584件
【指標13-2】上流政策から事業レベルまでの支援を展開する協力プログラム等のうち, SDGsへの貢献の一層の明確化を含む戦略性の強化が図られた協力の実施状況 (p14)	【指標13-3】参照	【指標13-3】参照
【指標13-3】SDGsへの貢献の一層の明確化を含む戦略性の強化が図られ, 国際的に対外発信された協力プログラム等の数 (定量指標) (p14)	30件（中期目標期間中合計）	【目標水準の考え方】各年度で全世界で6件以上を基準として設定する。 ※新たに統計を取る取組のため基準値なし
【指標13-4】迅速性, 効率性, 事業の質の向上等, 我が国の民間企業等を含む様々な開発パートナーのニーズに対応した諸制度・運用の改善及び事業への活用状況 (p14)	技術協力, 有償資金協力, 無償資金協力事業の実績額	前中期目標期間実績 技術協力7,132億円, 有償資金協力54,893億円, 無償資金協力4,803億円
(2) 国際的な議論への積極的貢献及び国際機関・他ドナー等との連携推進		
定性/定量指標	関連指標（定性指標）/目標水準（定量指標）	基準値（関連指標）/目標水準の考え方（定量指標）
【指標14-1】開発協力の規範・潮流に係る国際的な議論への貢献状況 (p14)	日本政府への情報提供等を通じて機構が貢献した国際会議の数	2015年度実績 19件
【指標14-2】参加・発信した国際会議の数 (定量指標) (p14)	330件（中期目標期間中合計）	【目標水準の考え方】2016年度の年度目標値と同水準として設定する。 2016年度目標値 66件（2016年度に新規に機構内で設定）
【指標14-3】対外発信や事業の戦略的推進に係る国際機関・他ドナー等（新興ドナー含む）との連携状況 (p14)	国際機関・他ドナー等との連携件数（うち, 新興ドナーとの連携数）	2015年度実績 28件（うち, 新興ドナー4件）
	国際機関・他ドナー等幹部と機構役員との面談数（うち, 新興ドナーとの面談数）	2015年度実績 104件（うち, 新興ドナー8件）
	新興ドナーとの対話促進や連携のための国際会議・ワークショップ等への参加数	2015年度実績 16件

(3) 開発協力の適正性の確保		
定性/定量指標	関連指標（定性指標）/目標水準（定量指標）	基準値（関連指標）/目標水準の考え方（定量指標）
【指標15-1】国際水準に基づく環境社会配慮ガイドラインの運用状況(p14)	ガイドラインに基づく環境レビュー結果の公開数	前中期目標期間実績平均 79件/年
【指標15-2】環境社会配慮に関する理解の促進に係る取組状況(p14)	機構内部関係者、コンサルタント及び開発途上国実施機関職員等に対する研修・セミナーの参加人数	前中期目標期間実績平均 756人/年
【指標15-3】我が国政府の男女共同参画に係る政策への貢献を含む、ジェンダー主流化推進に係る取組状況(p14)	女性行政官等の育成人数	伊勢志摩サミットにおける公約値 2016から2018年の3年間で約5,000人
【指標15-4】機構プロジェクト(技術協力、有償資金協力、無償資金協力)におけるジェンダー案件比率(定量指標)(p14)	中期目標期間実績平均40%以上	【目標水準の考え方】2013-2014年の先進国の援助機関の実績平均32%から約20%高い水準として設定する。 前中期目標期間実績平均 22%
【指標15-5】不正腐敗を防止するための先方政府や関係者への啓発に係る実施状況(p15)	職員向け研修、セミナーの参加人数	2015年度実績 120名
(4) 内部統制の強化		
定性/定量指標	関連指標（定性指標）/目標水準（定量指標）	基準値（関連指標）/目標水準の考え方（定量指標）
【指標16-1】リスク管理に係るモニタリングの実施及び強化状況(p15)	コンプライアンス及びリスク管理委員会及び有償資金協力勘定リスク管理委員会の開催回数	前中期目標期間実績平均 2回/年（コンプライアンス及びリスク管理委員会）、5回/年（有償資金協力勘定リスク管理委員会）
【指標16-2】内部統制のモニタリング実施回数(定量指標)(p15)	2回/年	【目標水準の考え方】2015年度実績を基に設定する。 2015年度実績 2回
【指標16-3】法令遵守強化に係る取組状況(p15)	事務所管理における法務の知識に係る海外拠点赴任前研修回数	2015年度実績 12回
	コンプライアンスに係る専門家等赴任前研修回数	2015年度実績 12回
(5) 人事に関する計画		
定性/定量指標	関連指標（定性指標）/目標水準（定量指標）	基準値（関連指標）/目標水準の考え方（定量指標）
【指標17-1】現地職員を含む多様な人材の活躍に資する、人事に関する施策の実施状況(p15)	現地職員向け研修の年間実施件数	2015年度実績 228件
【指標17-2】業務の高度化に対応し業務の質を高め、職員の主体的なキャリア開発を推進するための人材育成策の実施状況(p15)	職員の外部機関との国際連携（長期・短期で国際機関・二国間援助機関等での業務を行う人事交流）の派遣件数	前中期目標期間実績平均 13件/年
	キャリアコンサルテーションの実施人数	前中期目標期間実績平均 42人/年
【指標17-3】女性管理職比率(定量指標)(p15)	中期目標期間中に20%以上を達成	【目標水準の考え方】政府の定める独立行政法人等における登用目標15%（2020年度末）を踏まえ、同目標の1.3倍の達成率として設定する。 2015年度末実績 12.8%

各項目の重要度及び難易度

別添 3

項目		設定理由	外部要因
1	経済成長の基礎及び原動力の確保 （「質の高い成長」とそれを通じた 貧困撲滅）	（重要度：高）開発課題の解決に直接寄与する成果を生み出すための目標項目であり、開発協力大綱等の政策目標への貢献の観点からも機構の業務の最も重要な部分であるため。（項目1から5共通）	事業の前提となる開発途上地域での政治・経済、治安面で機構事業に多大な影響を与えるような状況や事案が発生しない。（項目1から5共通）
2	人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）	（重要度：高）	
3	普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現	（重要度、難易度：高）治安や紛争影響下での特殊な要因下で事業運営を行う必要があり、目標達成に法人の創意工夫を要し、かつ外部要因に事業実施を規定する条件が大きく左右されるため。	紛争の発生等により事業実施の前提条件に大きな変化を与える影響が発生しない。
4	地球規模課題への取組を通じた持続可能で強じんな国際社会の構築	（重要度：高）	
5	地域の重点取組	（重要度：高）	
6	民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献	（重要度：高）外部主体との連携の強化を通じて開発成果の向上を図ることは業務・組織の見直しで指摘している重要項目のため。	世界のマクロ経済や治安の悪化等により民間企業の開発途上地域への進出意欲や投資意欲が大幅に減退しない。
7	多様な担い手と開発途上地域の結びつきの強化と裾野の拡大	（重要度：高）外部主体との連携の強化を通じて開発成果の向上を図ることは業務・組織の見直しで指摘している重要項目のため。	社会状況や治安の悪化等により開発の担い手（地方自治体、大学等）の海外展開や国際化に関する意欲が大幅に減退しない。
8	事業実施基盤の強化		
9	戦略的な事業運営のための組織基盤づくり		
10	業務運営の効率化、適正化		
11	財務内容の改善		
12	安全対策	（重要度、難易度：高）関係者の安全の確保は機構事業を安定的に実施する上での大前提となる要因であること。また、不確実性が高く、目標の達成が機構の努力だけではコントロールできない外部の要因に左右され、かつこれまでに比べて業務の対象の拡大や、大幅な取組の強化を伴うこと。	機構関係者の安全確保に多大な影響を与えるような、予測のできない治安事案が発生しない。
13	効果的・効率的な開発協力の推進		
14	国際的な議論への積極的貢献及び国際機関・他ドナー等との連携推進	（重要度：高）外部主体との連携の強化を通じて開発成果の向上を図ることは業務・組織の見直しで指摘している重要項目のため。	
15	開発協力の適正性の確保		
16	内部統制の強化		
17	人事に関する計画	（難易度：高）独立行政法人等に対し平成32年度末までに女性管理職比率を13.5%（平成27年度平均：機構は12.8%）から15%まで増やすことが政府方針で求められているが、これに比べ33%高い目標達成水準を設定しており、これを達成するには機構独自の創意工夫を要するため。	機構職員の人事配置計画の策定に多大な影響を与えるような政府方針の変更が発生しない。

独立行政法人国際協力機構 中期計画

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 30 条第 1 項の規定により、独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）の平成 29 年度から始まる期間における中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を次のとおり定める。

機構の役割

機構は、中期目標に示された、国際社会及び我が国の情勢を踏まえ、機構の目的及び開発協力大綱等の国の政策体系上の位置付けに沿って、開発協力の実施を通じて、以下に掲げる役割を果たす。

国際社会の平和と安全及び繁栄の確保に貢献することを目的として、開発途上地域の開発課題及び地球規模課題の解決に取り組む。このような取組を通じて、機構は、我が国の平和と安全及び繁栄、安定性、透明性及び予見可能性が高い国際環境の実現、普遍的価値に基づく国際秩序の実現といった、我が国の国益に貢献する。

国際社会における我が国への信頼感の向上、開発途上地域と我が国との関係強化及び国際社会の秩序や規範形成に向けた我が国の積極的な参画に貢献する。

我が国全体と開発途上地域との関係強化を支援し、これを通じて我が国の経済、社会の活性化に貢献する。

機構が取り組む重点領域

機構は、開発協力大綱の重点課題である「『質の高い成長』とそれを通じた貧困撲滅」、「普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現」、「地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築」に取り組むことに加え、以下に関する取組をより一層強化する。

(1) 国の発展を担う人材の育成

研修事業の一環として、我が国への留学機会を含む高度な人材育成プログラムを提供し、併せて我が国の近代化や開発協力の経験を共有することを通じ、開発途上地域の将来の指導者を育成する。

(2) 開発の担い手との連携強化と我が国地域活性化への貢献

国内拠点と海外拠点が持つ結節点機能とネットワークを活用して、特に我が国の地域活性化にも貢献すべく、民間企業、NGO/市民社会組織（CSO）、地方自治体、大学等、国内の多様な開発の担い手を開発途上地域と結びつける。

(3) 国際的公約実現への貢献及び国際社会でのリーダーシップの発揮

我が国及び機構の強みをいかして持続可能な開発目標（SDGs）等の国際的公約の実現に貢献するとともに、開発協力分野における国際的な課題設定や枠組みづくりに積極的に参画する。

(4) 安全対策の強化

職員及び事業関係者の安全確保に万全を期すため、情報の収集・分析及び発信・周知を強化し、緊急事態発生時の対応能力を強化する。

機構が重視するアプローチ

(1) 信頼関係の構築に向けた、オーナーシップとパートナーシップを重視した協力の推進

機構が長年にわたり実践してきた開発途上地域のオーナーシップと我が国との対等なパートナーシップを基礎とする協力は、開発協力の効果を高め、開発途上地域と我が国との信頼関係の強化に寄与してきたことを再確認し、これを引き続き重視する。

(2) 人間の安全保障を踏まえた人間中心のアプローチ

人間一人ひとりに焦点を当て、特に脆弱な立場に置かれやすい子ども、女性、障害者、高齢者、難民・国内避難民、少数民族・先住民族等の保護と能力強化を通じて、人間の安全保障の実現を推進する。

(3) 事業の戦略性の強化、業務の質の向上

事業の目標、成果及び優先順位を明確にすることにより事業の戦略性を強化するとともに、我が国の技術や知見を活用し、機構が有する様々な協力手法のベスト・ミックスを図り、多様な開発の担い手とも連携することで、事業効果を最大化する。同時に、専門性を持った人材の採用・育成や経営資源の最適配分等により、業務の質を不断に向上させる。

(4) 統一性、一貫性のある情報発信

開発協力分野における国際的な課題設定や枠組みづくりに参画すること及び国民の開発協力に対する理解と支持を得ることを目標として、機構全体として統一性、一貫性のある情報発信を行う。

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

日本の開発協力の重点課題

(1) 開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）

ア 都市・地域開発

持続可能な都市・地域開発に貢献するため、土地利用計画及びインフラ計画を含むマスタープランの策定等を支援する。協力に当たっては、対象都市や地域の問題を科学的、包括的に分析・検討し、公共交通の利便性、都市防災の強化等の都市環境の向上及び地域の連結性を高める回廊の開発を促進する。

イ 運輸交通・ICT

成長を続けるアジアをはじめとした開発途上地域のインフラ需要に呼応するため、持続可能で利便性や安全性の高い運輸交通インフラ・ICT 環境の整備を支援する。協力に当たっては、運営管理や維持管理等の支援との連携、環境社会配慮やジェンダー配慮を促進するとともに、自然災害への対応として道路防災にも取り組む等、インフラや物流の安全性の確保にも配慮する。その際、我が国企業を含む民間企業の活動の促進にも資することに留意する。

ウ 質の高いエネルギー供給とアクセスの向上

開発途上地域の都市部を中心とした電力需給ギャップ解消と安定供給及び地方部等のエネルギーアクセスの改善に貢献するため、電源開発と電力系統の整備等を支援する。協力に当たっては、地熱等の低炭素電源の開発、効率的なエネルギーシステムの導入促進等、低廉、低炭素、低リスクを組み合わせた持続可能性に配慮する。また、鉱物資源の開発・利用の持続可能性向上や質の高いエネルギー供給に資する人材の育成に取り組む。

エ 民間セクター開発

民間主導の経済成長に必要な海外からの直接投資促進や国内企業の育成のため、知的所有権等の産業基盤の整備や、企業活動に必要な産業人材の育成を支援する。特に、産業政策の改善、産業振興機関や貿易・投資促進機関の能力向上、ビジネス環境の改善及び職業訓練・高等教育を含む産業人材育成等に取り組む。

オ 農林水産業振興

高付加価値製品の安定供給と生産者の所得向上を実現するため、生産から製造・加工、流通、消費に至る一連の過程において、農林水産業の振興を支援する。特に、優良品種等の普及、営農・技術普及の改善、残留農薬対策・各種認証取得推進、流通システムの改善、市場志向型農業の推進、6次産業化や一村一品等による地域活性化に向けた人材育成や体制整備に取り組む。

カ 公共財政管理・金融市場等整備

健全な政府財政や金融市場等の基盤を構築するため、適正な歳入確保と予算執行管理に資する政府予算管理、内部監査、税務や税関等の財政運営の強化、中央銀行の機能の強化、金融仲介機能や資本市場の整備等を支援する。その際、戦後の経済成長やバブル崩壊後の不良債権処理、規律に基づいた行政運営等の我が国の経験を活用する。

(2) 開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）

ア ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を目指した保健システムの強化

我が国政府の平和と健康のための基本方針及び国際保健のための G7 伊勢志

摩ビジョン等を踏まえ、基礎的保健医療サービスへのアクセスの改善及び医療費負担による貧困化等の健康格差の是正のため、各国の状況に応じた政策・制度の導入・改革や能力向上等を支援する。

また、新たな課題である非感染性疾患に関する保健医療サービスへのアクセスの改善にも取り組む。

イ 感染症対策の強化

感染症による健康危機時においても住民への保健サービスの提供を中断しない、強靱な保健システムを構築するため、感染症発生動向調査（サーベイランス）、実験室（ラボ）による確定診断、緊急対応等の恒常的・突発的な感染症への対応能力強化を支援する。また、突発的な感染症の拡大に対応し、当該国や周辺国のニーズを踏まえた緊急支援を行う。協力に当たっては、これまでの協力を通じて強化された拠点ラボや人材ネットワークも活用する。

ウ 母子保健の向上

母子に対する継続的な保健サービスの提供と乳幼児死亡率や妊産婦死亡率の改善に向け、特に母子保健サービスの担い手である看護・助産人材の育成を支援する。その際、母子手帳に関する支援の成功事例も踏まえ、母子手帳を開発途上地域に普及する活動を継続し、国際的な認知の向上にも取り組む。協力に当たっては、これまでの協力の知見・経験や育成された人材も活用する。

エ 栄養の改善

我が国企業による栄養改善の取組を産学官の連携によって促進すべく設置された栄養改善事業推進プラットフォームの共同議長として、我が国の民間企業の活力も活用し、開発途上地域の栄養改善を支援する。また、アフリカにおいては、飢餓と栄養不良を克服するため、食と栄養のアフリカ・イニシアチブ（IFNA）等を推進し、栄養改善に係る分野横断的な活動に取り組む。

オ 安全な水と衛生の向上

全ての人々の水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保するため、安全な水へのアクセスの改善及び持続的・効率的な水の供給、利用、管理や衛生に関する知識や技術の向上を支援する。協力に当たっては、普及率の高さ、水質の良さ、無収水率の低さといった我が国の水道システムの強みや経験も活用する。

カ 万人のための質の高い教育

教育支援に係る我が国政府の基礎戦略である平和と成長のための学びの戦略に基づき、包摂的で公正な質の高い教育を実現するため、教科書・学習教材の開発、教員養成・研修の改善、学校運営の改善、教育施設の拡充等を支援する。また、ジェンダー配慮及び女子教育、疎外されている人々への教育にも取り組む。

キ スポーツ

スポーツ・フォー・トゥモロー（SFT）の取組にも留意し、関係機関との連携強化を図りつつ、体育科教育指導、スポーツを通じた障害者・社会的弱者の社会参加の拡大や平和の促進等、スポーツを通じた開発を支援する。

ク 社会保障・障害と開発

社会保障制度の構築や強化に向け、制度を支える人材育成を支援する。特に、高齢化の進展に伴う高齢者の医療アクセスや介護等の課題への対応を重視する。協力を当たっては、我が国政府のアジア健康構想等も踏まえ、我が国の経験や教訓も活用する。

また、国連障害者権利条約及び障害者差別解消法を踏まえ、障害に関する取組・視点の組込をさらに推進するために、機構事業関係者の障害に関する研修等に取り組む。

（3）普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現

ア 公正で包摂的な社会の実現

ガバナンスと法の支配に基づく社会の実現を促進するため、民事法や経済法を中心としたルールの整備、立法府、司法府、行政、公共放送の機能強化等を支援する。協力を当たっては、各国の文化的・社会的な背景を踏まえた制度の導入や、戦後の民主化等の我が国の経験を活用する。

イ 平和と安定、安全の確保

紛争により被害を受けた社会の安定化や再建、難民・国内避難民と受入社会の融和を促進するため、社会・人的資本の復旧・復興、基礎的社会サービスの改善とこれに資する特に地方行政機関を中心とする政府機関の能力強化を支援する。また、住民の生計活動の活性化、難民・国内避難民の自立化促進等も支援する。協力を当たっては、包摂性や透明性、公平性等に配慮するとともに、特に難民・国内避難民に関係する取組においては、人道支援と開発協力のそれぞれの強みをいかした連携に留意する。

さらに、平和で安全な社会や国際環境を構築するため、民主的なアプローチを重視しつつ、治安機関や海上保安機関等の法執行機関、地雷・不発弾処理機関等の機能強化、安全なサイバー空間の実現等に向けた支援にも取り組む。

（4）地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築

ア 気候変動

新たな国際枠組みであるパリ協定への対応を含む開発途上地域の気候変動対策を、各国の自国の貢献（NDC）等を踏まえながら、民間資金も活用しつつ支援する。特に、低炭素化や気候変動の影響に対応する都市開発やインフラ投資の推進、気候リスクの管理の強化、気候変動に関する政策・制度の改善、森林・自然生態系の保全や管理の強化に取り組む。また、適応支援ニーズの増大への対応を強化するとともに、各国の開発計画や機構内での気候変動の主流化を促

進する。

イ 防災の主流化・災害復興支援

仙台防災枠組 2015-2030 も踏まえ、自然災害に対して強靱な社会づくりを支援する。その際、我が国の技術・制度や知見も活用し、開発途上地域や国際社会での災害対策への事前投資の拡大等の防災の主流化に取り組む。

また、被災国に対しては、災害を契機により強靱な社会となる復興を行う「より良い復興」（ビルドバックベター）の考え方にに基づき、被災直後の緊急援助から復旧・復興、次の災害に対する予防・備えまで切れ目のない支援を行う。

ウ 自然環境保全

自然環境保全と人間活動との調和を図るため、気候変動緩和策（REDD+）、生態系を活用した防災・減災、脆弱なコミュニティでの自然資源管理、生物多様性の保全と持続可能な利用を支援する。特に、民間企業と連携した REDD+ の推進や我が国の衛星技術を活用した支援に取り組む。協力を当たっては、気候変動枠組条約、生物多様性条約、砂漠化対処条約で定められた目的への貢献にも留意する。

エ 環境管理

都市部の住環境の改善と持続可能な経済社会システム構築を推進するため、環境影響評価や化学物質管理、グリーン成長・低炭素社会構築等の環境管理の各分野において、政策・法制度や管理体制の構築、能力強化を支援する。協力を当たっては、我が国の公害の経験や、政府・地方自治体が有する法制度づくり、組織・人材育成の経験・知見及び民間企業等が有する環境対策技術等を活用する。

オ 食料安全保障

食料需給の地域的な不均衡に対応するために、穀物等主要作物の生産性向上を支援する。特に、アフリカ稲作振興のための共同体（CARD）対象国の国家稲作振興戦略の具現化や、灌漑整備や天候保険の導入等を通じた農業の気候変動に対する強靱性強化に取り組む。さらに、持続的な水産資源の管理と養殖の振興を支援する。

(5) 地域の重点取組

各国・地域の状況や優先的な開発課題を分析し、我が国政府の政策・公約や国別開発協力方針等を踏まえ、事業を形成・実施する。

ア 東南アジア・大洋州地域

東南アジアは高い経済成長を遂げている一方で、域内及び各国内の格差の問題も存在する。かかる地域の特性を踏まえ、インフラ開発に対する膨大なニーズにも対応し、ハード・ソフトのインフラ整備を含む連結性の強化、生産性向

上や技術革新を促す人材育成、平和で安全な社会の構築に向けた支援等を行う。また、防災、気候変動、感染症等の地域の共通課題に取り組む。協力に当たっては、我が国政府の政策や日・ASEAN 首脳会議における我が国政府の公約への貢献や地域機関との連携に留意する。

大洋州については、太平洋・島サミット（PALM）での我が国政府の公約達成にも貢献するため、自然災害や気候変動への脆弱性、水不足や廃棄物処理を含む近代化に伴う環境問題の顕在化、複雑化する海洋問題等、小島嶼国を含む地域特有の開発課題への取組を支援する。

イ 南アジア地域

南アジアは、若年層が多い人口構成や莫大な消費を背景として、今後、世界の経済成長の中心となる潜在力を有している。一方で、同地域はサブサハラ地域に次ぐ貧困人口を有し格差も大きく、自然災害にも脆弱である。かかる地域の特性を踏まえ、インフラ整備や貿易・投資環境整備等の経済発展基盤の構築、平和と安定、安全の確保への取組、基礎生活分野の改善、気候変動や防災等の地球規模課題への対応を支援する。協力に当たっては、域内の内陸国のニーズや地域全体及び他地域とのハード・ソフト両面における連結性強化に留意する。

ウ 東・中央アジア及びコーカサス地域

東・中央アジア及びコーカサスは地政学的に重要な位置にあり、併せて市場経済に移行した旧社会主義国が多く、長期的な安定と持続可能な発展が求められている。かかる地域の特性を踏まえ、ガバナンスの強化、産業の多角化、インフラ整備、人材育成等を支援する。協力に当たっては、域内外の連結性向上や、格差の是正にも留意する。

エ 中南米・カリブ地域

中南米・カリブでは、多くの国が一定の経済発展を達成しつつある一方、貧困層や格差、自然災害等の脆弱性を抱えている国も少なくない。かかる地域の特性を踏まえ、国際開発金融機関等との連携も通じ、インフラ整備や、防災、気候変動といった地球規模課題等への対応を支援する。

また、日系社会の存在が我が国とのより強い絆になっていくよう、必要な移住者支援策を継続することに加え、日系社会支援を進め、日系社会との連携・協力に向けた取組を強化する。

オ アフリカ地域

アフリカは、人口規模の観点から将来的に一大市場を形成することが期待され、継続した産業開発への協力が重要となっている。一方で、資源価格の下落、感染症や暴力的過激主義の拡大といったリスクも依然として高く、これら課題への対応が同時に求められている。かかる地域の特性を踏まえ、運輸交通、水・衛生、再生可能エネルギーを含むエネルギーへのアクセス等のインフラ整備、産業育成、人材育成を含む投資・ビジネス環境の整備・改善、基礎生活分野の

改善等に係る官民一体となった協力を行う。協りに当たっては、TICAD VI ナイロビ宣言の 3 本柱である経済多角化・産業化を通じた経済構造改革の促進、質の高い生活のための強靱な保健システム促進、難民問題への対応を含む繁栄の共有のための社会安定化の促進を重視する。また、国別のみならず地域経済共同体を主軸とした地域的な取組も推進する。

カ 中東・欧州地域

中東では多くの国でアラブの春以降の混乱が継続するとともに、シリア難民の問題はグローバルな課題となっており、国際社会による緊急人道支援に加え、受入コミュニティへの支援や、問題の背景にある貧困や失業等の構造的な課題への取組と中長期的な対応が求められている。また、欧州でも地域安定のため平和の定着、経済振興が必要とされている。かかる地域の特性を踏まえ、社会的・地域的な格差是正、国の発展を支える人材の育成、インフラ整備、投資環境整備、持続的な環境保全等を支援する。その際、我が国政府の中東地域安定化のための包括的支援への貢献にも留意する。

特に、シリア等からの難民問題については、周辺国、国際機関等とも連携のうえ、受入国国民の受益とのバランスに配慮する。

国内の連携の強化（地域活性化への貢献を含む）

(6) 民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献

ア 民間企業等

民間企業等と、調査事業、実証事業、海外投融資事業といった事業の各段階に対応した多様な連携事業や、開発協力への民間企業の裾野拡大に係る取組を他の政府関係機関等とも緊密に連携して実施する。また、我が国政府の政策・戦略策定プロセスへの情報提供・提言や我が国民間企業のニーズ等を踏まえた機構の民間企業等との連携に係る制度改善を行い、インフラ輸出及び我が国企業の現地での活動の促進にもつながる事業を形成・実施する。

イ 中小企業等

我が国中小企業等の海外展開の促進を通じ、開発途上地域の開発課題の解決を推進する。具体的には、参画企業の裾野を拡大するとともに、開発ニーズと中小企業等の製品・技術等とのマッチング強化、製品・技術の開発協力事業等での活用促進及びビジネス展開支援を行う。その際、他機関との連携を強化し、相乗効果が発揮されるよう留意する。

(7) 多様な担い手と開発途上地域の結びつきの強化と裾野の拡大

ア ボランティア

国民の参加と、開発途上地域の住民との相互理解を促進しつつ、草の根レベルの活動を通じて開発途上地域の課題解決に資するため、ボランティア事業を実施する。その際、ボランティアの効果的な活動を支えるための技術的支援を行う。加えて、地方自治体や大学・教育機関、民間企業とも連携し、多様な形

態による参加を促進する。

また、ボランティアの活動状況・成果・帰国後の活躍状況の「見える化」等の取組を着実に実施することに加えて、ボランティア活動を通じて得た経験・知見の社会への還元への支援を通じ、国民の開発協力への理解と支持を促進する。

イ 地方自治体

地方自治体の行政の知見、技術等の資源を活用し、開発途上地域が抱える課題解決に資する事業を実施する。また、地方自治体間の開発協力経験の共有を支援し、地方自治体が推進する海外展開や開発協力活動への参入や拡大にも貢献する。

ウ NGO/市民社会組織（CSO）

NGO/CSO の有する現地での知見等の強みやアプローチの多様性を活用し、特に開発途上地域の住民視点のニーズに応じた協力を実施する。また、NGO-JICA 協議会等を通じた対話の促進、きめ細やかな相談対応の強化、新規団体の発掘及び担い手の育成支援を行う。加えて、開発協力への理解、参加促進及び地域社会への還元のために、我が国国内での NGO/CSO による開発途上地域での開発協力経験の共有を推進する。

エ 大学・研究機関

大学・研究機関の有する専門的知見、ネットワークを活用した事業を実施する。特に、科学技術協力事業を通じ、地球規模課題解決への新たな知見や技術の獲得・発展を支援する。また、事業の成果を他の事業形態（スキーム）等につなげることで、研究成果の拡大を促進する。

加えて、我が国の開発経験を含む専門知識を学ぶ機会を提供することで、高い専門性を有し、開発途上地域の開発課題解決を担う中核人材を育成する。

さらに、大学・研究機関による学生や地域社会への開発協力の経験の還元を支援し、大学・研究機関や地域の国際化にも貢献する。

オ 開発教育、理解促進等

児童・生徒や市民が世界の直面する開発課題や我が国との関係を知り、主体的に考える力や、解決に向けた取組に参画する力を養うため、学校や教育委員会等教育関係機関、NGO、民間企業等と連携しつつ、開発教育に取り組む。また、地球ひろばを含む国内拠点等を通じ、地域に密着した開発協力活動の支援及び開発課題や開発協力に対する理解を促進する。

実施基盤の強化

(8) 事業実施基盤の強化

ア 広報

国際社会における我が国の開発協力の認知度を高め、国際的な開発協力に係る検討課題設定や枠組みづくりへの我が国の参画を促進し、また国内において

開発途上地域の抱える課題や機構の取組に関する国民の理解と支持を得るため、統一性、一貫性のある情報発信と広報に取り組む。その際、我が国主導のイベントや国際潮流を意識し、オピニオンリーダー層向けの専門広報と国民向けの一般広報を効果的に組み合わせながら、分かりやすく、迅速かつ透明性をもって公表・発信する。また、ソーシャルメディア等の各種広報ツールを効果的に活用し、若年層をターゲットとした広報も拡充する。

イ 事業評価

PDCA サイクルに沿って、事前評価、モニタリング、事後評価を確実に実施し、評価結果を速やかにかつ分かりやすく公開・発信することで、国民への説明責任を果たす。また、評価結果から得られる学びを基に機構の協力方針や事業等へのフィードバックを強化し、事業の改善や効果向上に貢献するとともに、必要に応じて事業の見直しを行う。事後評価においては、外部専門家の評価を取り入れる等客観性を担保するとともに、国内外の NGO、大学等の多様な主体との連携を促進する等専門的・多様な視点での分析を強化し、評価の質を向上する。

ウ 開発協力人材の育成促進・確保

開発ニーズの多様化に対応した開発協力人材を養成し確保するため、能力強化研修の見直し等を行いつつ、特に若手を中心とした人材を養成する。また、国際協力キャリア総合情報サイト「PARTNER」の利用を拡大し、開発協力人材の裾野と活躍の機会を拡大するため、関連情報の発信や提供を行う。加えて、NGO、開発コンサルタント等民間企業、大学、地方自治体等の登録の拡大やこれら登録団体からの情報発信を促進し、PARTNER の情報の一層の充実を図る。

エ 知的基盤の強化

機構の事業現場での経験を活用しつつ、SDGs の達成に向けた研究等、開発協力事業の効果向上と国際援助潮流の形成につながる研究を実施し、研究成果を事業にフィードバックする。また、勉強会、セミナー、シンポジウム等の開催やウェブサイト等を通じて研究成果を公開し、研究成果を開発途上地域の関係者を含む内外の援助実務者や研究者に発信する。研究の実施に当たっては、機構内の研究人材育成や、国内外の研究者・研究機関との連携強化に留意する。

オ 災害援助等協力

大規模災害等による被災者救済を迅速、効率的かつ効果的に実施するため、国際基準を踏まえた研修・訓練を行い、国際緊急援助隊の能力強化を行う。また、資機材整備等の派遣体制強化を行い、国際水準の対応能力を維持する。加えて、国際社会への対外発信や議論への積極的な参画を通じ、関係機関等との連携や情報共有体制を強化する。

突発的な感染症の拡大の防止に貢献するべく、感染症対策チームの派遣体制を強化する。

2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 戦略的な事業運営のための組織基盤づくり

ア 実施体制の整備

外部環境の変化に柔軟かつ機動的に対応し、付加価値の高い業務を遂行するため、組織及び事務の効率化・合理化に努めつつ、本部・国内拠点・海外拠点において経営資源の最適配分を行う。また、外部の知見を積極的に活用して開発課題に戦略的に対応する能力を高める。

本部・国内拠点・海外拠点において、事業成果の発現の観点から業務実施における各部門の役割及び責任範囲をより明確にするとともに、国内拠点・海外拠点に対する本部からの支援や各国内拠点・海外拠点からの本部への発信等、有機的な連携を促進する。

国内拠点を地域の結節点として活用して地域の特性や資源をいかした開発協力を推進するため、多様な担い手との連携、開発途上地域の要請に適合した支援を円滑に提供する体制を強化するとともに、施設の利用促進を図る。

海外拠点については、国際情勢、開発途上地域の社会・経済情勢、協力実績や事業量の変化を踏まえた拠点の最適配置を行う。また、各拠点が柔軟かつ機動的な対応ができる体制を整備する。加えて、国際交流基金、日本貿易振興機構及び国際観光振興機構の海外事務所と事業の連携強化等を図るため、現地における事務所及び所員の法的地位等を保持することに留意し、共用化又は近接化を進める。

イ 業務基盤の強化

業務の電子化を通じて業務基盤を強化する。具体的には、主要業務に係る機構内の現システムの更改を行うとともに、システム間の連携効率化、新しい情報共有基盤導入によるコミュニケーション改善を推進する。

(2) 業務運営の効率化、適正化

ア 経費の効率化

中期目標期間中、運営費交付金を充当して行う業務については、業務の質の確保に留意しつつ、一般管理費及び業務経費（特別業務費及び人件費を除く。）の合計について、毎事業年度 1.4%以上の効率化を達成する。

この他、各年度以降で新たに必要となり運営費交付金を充当して行う事業についても、翌年度から年 1.4%以上の効率化経費に加える。

イ 人件費管理の適正化

各種の国際社会の開発目標の達成に貢献し、政府や社会から期待される役割を果たすために、必要に応じて人員配置を見直す。また、給与水準については、国家公務員の給与水準も十分に考慮し、手当を含めた役職員給与の在り方について厳格に検証を行った上で、引き続き給与水準の適正化を図る。その上で、各事業年度の給与水準及びその合理性・妥当性を公表する。

ウ 保有資産の必要性の見直し

機構の保有する資産については、詳細な資産情報の公表を引き続き行うとともに、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。その上で、機構の資産の実態把握に基づき、機構が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。

竹橋合同ビルの区分所有部分については、有効な利活用方策を検討しており、具体的な検討を進め、保有の必要性がなく、売却が合理的であると判断された場合には、処分する。

エ 調達合理化・適正化

独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、機構の事務・事業の特性を踏まえた調達等合理化計画を策定し、これに基づく取組を確実に実施する。また、外部有識者等からなる契約監視委員会による点検を踏まえつつ、競争性のない随意契約の削減を更に徹底する等、引き続き調達等の改善に努める。

また、外部審査等を活用した透明性の向上に加え、制度改善やセミナー開催等を通じて新規参入の拡大や競争性の向上に取り組む。加えて、国内拠点、海外拠点に対する遠隔研修や直接支援等を通じて事務能力を強化し、継続的に適正な調達を行う実施基盤を確保する。

3. 財務内容の改善に関する事項

運営費交付金を充当して行う業務については、「2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項に配慮した中期計画の予算、収支計画及び資金計画を作成し、当該予算等に基づき事業の質の確保に留意し、適正な予算執行管理を行う。また、毎年の運営費交付金額の算定については、各年度期末の運営費交付金債務残高の発生要因等を分析した上で、厳格に行うものとする。また、引き続き自己収入の確保とその適正な管理・運用に努める。

4. 安全対策に関する事項

国際協力事業安全対策会議最終報告（平成 28 年 8 月 30 日 外務省及び独立行政法人国際協力機構）を踏まえ、国際協力事業関係者の安全確保のため、脅威情報の収集・分析・共有の強化、現地における行動規範の遵守・徹底、ハード・ソフト両面の防護措置及び研修・訓練の強化、危機発生後の対応の強化及び危機管理意識の向上等の態勢強化を図る。

また、施設建設等の工事にかかる関係者の安全確保のために、開発途上地域の政府、事業実施機関、コンサルタント、コントラクター等の関係者による安全対策を支援する仕組みを強化する。

5. その他業務運営に関する重要事項

(1) 効果的・効率的な開発協力の推進

ア 予見性、インパクトの向上

戦略的な事業展開を行うために、JICA 国別分析ペーパーや課題別指針等の地域・国・課題等に関する開発協力方針の策定・改訂を行う。また、それらを通じ、我が国の政策策定プロセスへの情報提供や提言、開発途上地域の政府を含む様々な開発パートナーへの発信にも取り組む。加えて、様々な協力手法を組み合わせ、SDGs への貢献を明確にする等した戦略的なプログラム・アプローチを推進し、事業の予見性、インパクトの向上を図る。

イ 効果・効率性の向上

開発協力事業の効果、効率性を向上させるために、研修を含む技術協力、海外投融資を含む有償資金協力、無償資金協力等において、迅速化にも留意しつつ、様々な開発パートナーのニーズに対応した諸制度・運用の改善等に取り組む。その際、帰国研修員等ネットワークの強化や、我が国自身の発展の歴史を含む我が国の強みや機構が蓄積してきた経験・教訓及び多様な担い手が有する知見・資源等の活用や、政府、関係機関、民間企業等との有機的連携にも留意する。

(2) 国際的な議論への積極的貢献及び国際機関・他ドナー等との連携推進

ア 国際的な議論への参加と発信

開発協力の規範・潮流の形成に影響がある国際的な議論の枠組みや国際会議等において、我が国の考え方を踏まえ機構の知見・経験等を発信する。

イ 国際機関・他ドナー等との連携推進

国際的な議論への効果的な共同発信や、事業の共同実施・補完等の戦略的な推進に向けて、本部レベルの協議等を通じ、国際機関・他ドナー等と連携する。また、国際的な開発協力の枠組みのアウトリーチを推進するため、新興ドナーとの連携（三角協力を含む）や経験共有を強化する。

(3) 開発協力の適正性の確保

ア 環境社会配慮

開発協力事業の実施に伴う環境・社会への影響を回避・最小化するため、世界銀行等の他機関と連携を図りつつ、第三者の関与も得て、JICA 環境社会配慮ガイドラインに基づき環境及び社会に配慮した業務運営を行う。また、機構関係者を対象とした研修・セミナー等を通じて、より多くの関係者の環境社会配慮に関する理解を促進する。加えて、世界銀行のセーフガード政策の改定結果及び運用状況等を踏まえて、透明性と説明責任を確保したプロセスにより同ガイドラインの包括的な検討と改定を行い、国際水準での環境社会配慮の実施を強化する。

イ 女性のエンパワーメントとジェンダー平等推進

我が国政府の女性の活躍推進のための開発戦略等を踏まえ、事業の各段階においてジェンダー平等の視点に立った業務運営を進め、質と量の両面からジェンダー主流化を拡充する。また、紛争予防・解決プロセスや災害復興・防災支援事業における女性の参画及び紛争下での女性の保護・権利・特別のニーズに対応するための支援を促進し、国連決議 1325 号及び関連決議等に基づく我が国政府の女性・平和・安全保障に関する行動計画の実施にも貢献する。

ウ 不正腐敗防止

開発協力事業における不正腐敗を防止するための環境を相手国とともに醸成していくために、不正行為等に対して法令、規程及びガイドラインに基づき厳正な措置をとるとともに、関係者への不正腐敗防止に係る啓発に努める。

(4) 内部統制の強化

ア 内部統制を実施するための環境整備

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 66 号）及び業務方法書等に基づき内部統制を機能させるための規程等を整備し、必要に応じて改善するとともに、これら規程が確実に運用されるよう機構内で周知する。

イ 組織運営に係るリスクの評価と対応

機構の業務運営上のリスクに適切に対応するために、リスクの識別、分析、評価を行い、リスク管理の徹底、本部及び国内外の拠点における法令遵守態勢の一層の整備を図る。また、有償資金協力に係る適正な業務運営を確保するために、有償資金に係るリスクを適切に識別・測定し、モニタリングを行う。

ウ 内部統制の運用

定期的な内部統制の実施状況のモニタリングを行うとともに、モニタリングの結果に基づいて必要に応じ内部統制の態勢を強化する。また、業務手順の整備状況を定期的に確認し、必要に応じこれを更改する。加えて、業務の効率性及び有効性を向上するため、業績評価を適切に実施する。

エ 機構内及び外部からの情報伝達体制の確保

機構内及び外部からの情報伝達体制を確保するため、内部通報及び外部通報制度を適切に運用する。

オ 内部監査の実施

適正な業務を確保するため、内部監査に関する国際的指針に従って内部監査を実施するとともに、監査結果のフォローアップを着実に実施する。

カ ICT への対応

政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（平成 28 年 8 月）等を踏

まえ、情報システム委員会・情報セキュリティ委員会等の枠組みを活用し、情報セキュリティ規程等の改定を行うとともに、情報セキュリティ対策推進計画を策定・実施し、情報セキュリティにかかる組織的対応能力の強化に取り組む。

また、PDCA サイクルに基づき情報セキュリティ対策推進計画を毎年度レビューして情報セキュリティ対策の改善を図るとともに、個人情報の保護を推進する。

6. 予算、収支計画及び資金計画（有償資金協力勘定を除く。）

別表 1～3 のとおり。

なお、平成 29 年度補正予算（第 1 号）により追加的に措置された運営費交付金については、「新しい経済政策パッケージについて」（平成 29 年 12 月 8 日）において、生産性革命の実現を図るために措置されたことを認識し、中小企業の海外展開・生産性向上に資する事業等に係る技術協力を活用する。

平成 30 年度補正予算（第 2 号）により追加的に措置された運営費交付金及び施設整備費補助金については、中小企業・小規模事業者に対する支援及び災害復旧のために措置されたことを認識し、中小企業等の海外展開に資する事業等に係る技術協力及び平成 30 年に発生した北海道胆振東部地震等により災害を受けた研修施設等の復旧に活用する。

令和 2 年度補正予算（第 1 号）により追加的に措置された運営費交付金については、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和 2 年 4 月 20 日）において、感染国等への緊急支援及び強靱な経済構造の構築を図るために措置されたことを認識し、感染症拡大防止事業及び開発途上国との連携強化事業に係る技術協力を活用する。

令和 2 年度補正予算（第 2 号）により追加的に措置された運営費交付金については、新型コロナウイルス感染症対策の強化を図るために措置されたことを認識し、海外協力隊員支援事業に活用する。

令和 2 年度補正予算（第 3 号）により追加的に措置された運営費交付金及び施設整備費補助金については、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（令和 2 年 12 月 8 日）において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策の推進及び防災・減災、国土強靱化の推進を図るために措置されたことを認識し、感染症拡大防止事業及び研修施設等の整備に活用する。

7. 短期借入金の限度額

一般勘定 670 億円、有償資金協力勘定 2,900 億円

理由：一般勘定については、国からの運営費交付金の受け入れ等が 3 ヶ月程度遅延した場合における職員への人件費の遅配及び事業費の支払遅延を回避するため。有償資金協力勘定については、借入金償還と貸付金回収の短期資金ギャップ、国際協力機構債券発行時の繋ぎ、貸付実行額の急激な変動等に機動的・効率的に対処するため。

8. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

相武台職員住宅については令和2年度末までに譲渡し、これにより生じた収入の額の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付する。

9. 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

該当なし

10. 剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。）

剰余金が発生した際は、中期計画の達成状況を見つつ、事業の改善・質の向上に資する業務及び施設・設備の整備に必要な経費に充てる。なお、運営費交付金で賄う経費の節減により生じた利益に係る目的積立金の使途については、上記のうち運営費交付金で賄う経費に限る（別途措置される補助金等で賄う経費を除く。）ものとする。

11. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設及び設備に関する計画

長期的視野に立った施設・設備の整備を行い、効果的・効率的な業務運営に努める。また、業務実施上の必要性の視点を踏まえた老朽化対策等、既存の施設・設備の整備改修等を実施する。

平成29年度から平成33年度の施設・設備の整備に関する計画

(単位：百万円)

施設・設備の内容	財源	予定額
本部及び国内拠点等施設整備・改修	施設整備費補助金等	3,796
		計 3,796

(注) 施設整備費補助金等の具体的な額については、各事業年度予算編成過程等において決定される。

(2) 人事に関する計画

機構で働く一人ひとりが開発協力のプロフェッショナルとして潜在的な力を主体的かつ最大限に発揮し、生産性向上等を通じて業務の質の向上を図るための人事施策及び働き方改革を推進する。具体的には、女性職員がより一層指導的な役割を担い活躍できる環境の整備や、現地職員も含めた多様な人材の活用に引き続き取り組むとともに、働き方の選択肢の柔軟化、コミュニケーションの活性化やナレッジマネジメントの強化等に向けた制度設計と運用の徹底、執務環境の整備等を行う。

また、業務内容の高度化に対応するために、職員のキャリア開発支援及び他機関への出向も含めた研修機会の拡大と研修の質の向上等を通じ、職員の能力を強化するとともに、専門性の強化及び中核的人材の育成を行う。

(3) 積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項
(機構法第 31 条第 1 項及び法附則第 4 条第 1 項)

前中期目標期間の最終事業年度において、通則法第 44 条の整理を行ってなお積立金があるときは、主務大臣の承認を受けた金額について、直前の中期計画においてやむを得ない事由により中期目標期間を超える債務負担としている契約（有償資金協力業務を除く。）、前中期目標期間中に発生した経過勘定等の損益影響額に係る会計処理等に充てる。

前中期目標期間中に回収した債権又は資金については、機構法に基づき、適切に国庫に納付する。

(4) 中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担の必要性が認められる場合には、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。

以 上

(単位：百万円)

区別	開発協力の 重点課題	民間企業等 との連携	多様な担い 手との連携	事業実施 基盤の強化	法人共通	合計
収入						
運営費交付金収入	496,114	40,541	127,418	25,303	45,858	735,235
施設整備費補助金等収入	-	-	-	-	4,159	4,159
事業収入	1,224	-	103	-	-	1,327
受託収入	348	-	24	-	-	372
寄附金収入	-	-	177	-	-	177
その他の収入	92	4	12	4	167	278
前中期目標期間繰越積立金取崩収入	7,623	1,493	1,403	23	-	10,542
計	505,402	42,038	129,137	25,330	50,184	752,090
支出						
業務経費	505,054	42,038	128,936	25,330	-	701,357
(うち特別業務費を除いた業務経費)	497,372	39,299	127,793	20,913	-	685,377
施設整備費	-	-	-	-	4,159	4,159
受託経費	348	-	24	-	-	372
寄附金事業費	-	-	177	-	-	177
一般管理費	-	-	-	-	46,025	46,025
計	505,402	42,038	129,137	25,330	50,184	752,090

[注1]四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

[注2]上記収入中の施設整備費補助金等収入及び支出中の施設整備費については、2017年度以降の施設・整備計画に基づき記載しているが、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

[注3]無償資金協力の計画は、閣議により決定されるため、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第3号イに規定される業務における贈与資金に関する予算、収支計画及び資金計画は記載していない。

[注4]運営費交付金収入及び業務経費については、平成29年度補正予算（第1号）により措置された「新しい経済政策パッケージについて」（平成29年12月8日）の中小企業の海外展開・生産性向上に資する事業等の技術協力に係る予算（4,020百万円）、平成30年度補正予算（第2号）により措置された中小企業の海外展開に資する事業等の技術協力に係る予算（2,600百万円）、令和2年度補正予算（第1号）により措置された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日）の感染症拡大防止及び開発途上国との連携強化に資する事業の技術協力に係る予算（1,950百万円）、令和2年度補正予算（第2号）により措置された海外協力隊員支援事業に係る予算（610百万円）並びに令和2年度補正予算（第3号）により措置された「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（令和2年12月8日）の感染症拡大防止事業に係る予算（2,400百万円）が含まれている。

[注5]施設整備費補助金等収入及び施設整備費については、平成30年度補正予算（第2号）により措置された北海道胆振東部地震等により災害を受けた研修施設等の復旧に係る予算（288百万円）及び令和2年度補正予算（第3号）により措置された「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（令和2年12月8日）の研修施設等の整備に係る予算（218百万円）が含まれている。

[人件費の見積り]

期間中、70,767百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び退職者給与に相当する範囲の費用である。

[運営費交付金の算定方法] ルール方式を採用

[運営費交付金の算定ルール] 別紙のとおり

収支計画

別表 2

(単位：百万円)

区別	開発協力の 重点課題	民間企業等 との連携	多様な担い手 との連携	事業実施 基盤の強化	法人共通	合計
費用の部	507,859	42,238	129,722	25,451	64,296	769,566
経常費用	507,248	42,188	129,577	25,421	47,676	752,110
業務経費	506,900	42,188	129,376	25,421	-	703,885
(うち特別業務費を除いた業務経費)	499,218	39,449	128,233	21,005	-	687,905
受託経費	348	-	24	-	-	372
寄附金事業費	-	-	177	-	-	177
一般管理費	-	-	-	-	45,700	45,700
減価償却費	-	-	-	-	1,976	1,976
財務費用	-	-	-	-	-	-
臨時損失	611	50	145	30	16,621	17,457
会計基準改訂に伴う賞与引当金繰入	611	50	145	30	149	985
会計基準改訂に伴う退職給付費用	-	-	-	-	16,471	16,471
収益の部	500,236	40,745	128,319	25,428	64,296	759,024
経常収益	499,625	40,695	128,173	25,398	47,676	741,567
運営費交付金収益	496,114	40,541	127,418	25,303	42,845	732,222
事業収入	1,190	-	100	-	-	1,289
受託収入	348	-	24	-	-	372
寄附金収入	-	-	177	-	-	177
資産見返運営費交付金戻入	-	-	-	-	1,976	1,976
賞与引当金見返に係る収益	1,846	150	440	91	452	2,980
退職給付引当金見返に係る収益	-	-	-	-	2,242	2,242
財務収益	35	-	3	-	-	38
受取利息	35	-	3	-	-	38
その他の収入	92	4	12	4	161	272
臨時収益	611	50	145	30	16,621	17,457
賞与引当金見返に係る収益	611	50	145	30	149	985
退職給付引当金見返に係る収益	-	-	-	-	16,471	16,471
純利益 (▲純損失)	▲7,623	▲1,493	▲1,403	▲23	-	▲10,542
前中期目標期間繰越積立金取崩額	7,623	1,493	1,403	23	-	10,542
目的積立金取崩額	-	-	-	-	-	-
総利益 (▲総損失)	-	-	-	-	-	-

[注]四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

資金計画

別表 3

(単位：百万円)

区別	開発協力の重点課題	民間企業等との連携	多様な担い手との連携	事業実施基盤の強化	法人共通	合計
資金支出	505,520	42,038	129,137	25,330	74,751	776,775
業務活動による支出	505,402	42,038	129,137	25,330	45,706	747,612
業務経費	505,054	42,038	128,936	25,330	-	701,357
(うち特別業務費を除いた業務経費)	497,372	39,299	127,793	20,913	-	685,377
受託経費	348	-	24	-	-	372
寄附金事業費	-	-	177	-	-	177
一般管理費	-	-	-	-	45,706	45,706
投資活動による支出	-	-	-	-	7,172	7,172
固定資産の取得による支出	-	-	-	-	7,172	7,172
財務活動による支出	-	-	-	-	796	796
不要財産に係る国庫納付による支出	-	-	-	-	796	796
国庫納付金による支払額	-	-	-	-	8,028	8,028
次期中期目標期間への繰越金	118	-	-	-	13,049	13,167
資金収入	505,520	42,038	129,137	25,330	74,751	776,775
業務活動による収入	497,779	40,545	127,734	25,307	46,019	737,383
運営費交付金による収入	496,114	40,541	127,418	25,303	45,858	735,235
事業収入	1,224	-	103	-	-	1,327
受託収入	348	-	24	-	-	372
寄附金収入	-	-	177	-	-	177
その他の収入	92	4	12	4	161	272
投資活動による収入	118	-	-	-	1,531	1,649
施設整備費補助金による収入	-	-	-	-	1,340	1,340
固定資産の売却による収入	-	-	-	-	191	191
貸付金の回収による収入	118	-	-	-	-	118
財務活動による収入	-	-	-	-	-	-
前期中期目標期間からの繰越金	7,623	1,493	1,403	23	27,201	37,743

[注] 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

運営費交付金の算定ルール

毎事業年度に交付する運営費交付金は、以下の数式により決定する。

$$A(y) = B(y) + C(y) + D(y) - E(y)$$

A(y) : 運営費交付金

B(y) : 物件費

C(y) : 人件費

D(y) : 特別業務費

E(y) : 事業収入

○物件費 B(y)

各事業年度の物件費 B(y) は以下の式により決定する。

$$B(y) = \text{直前の事業年度の物件費 } B(y-1) \times \text{効率化係数 } \alpha \times \text{調整係数 } \sigma$$

・効率化係数 α

各事業年度の予算編成過程で当該事業年度の具体的な係数値を決定。

・調整係数 σ

法令改正等に伴う業務の改変、政策的要素に伴う事業量の増減等を勘案し、各事業年度の予算編成過程で当該事業年度における具体的な係数値を決定。

○人件費 C(y)

各事業年度の予算編成過程で具体的に決定。

○特別業務費 D(y)

機構の判断のみで決定または実施することが困難な国家的な政策課題に対応するために必要とされる業務経費であり、各事業年度の予算編成過程で具体的に決定。

○事業収入 E(y)

各事業年度の実業収入 E(y) は以下の式により決定する。

$$E(y) = \text{当該事業年度に回収する利息収入} + \text{直前の事業年度における雑収入 } F(y-1) \times \text{収入係数 } \delta$$

・収入係数 δ

各事業年度の予算編成過程で当該事業年度の具体的な係数値を決定。

上記の算定式に基づき、一定の仮定の下に中期計画の予算を試算。

α : 効率化係数 (0.986 と仮定)

σ : 調整係数 (1.00 と仮定)

δ : 収入係数 (1.03 と仮定)

以上